

厚岸町議会 第3回定例会

令和4年9月15日
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、竹田議員、12番、中屋議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

これより、8番、金子議員の一般質問を行います。

8番、金子議員。

●金子議員 おはようございます。

一般質問通告書に準じて、そのまま通告させていただきます。

一つ目が、厚岸霧多布昆布森国定公園の観光振興について。

（1）昨年6月の一般質問の答弁で「近隣町と連携を図り、進めます」との回答がありました。現在までの進捗状況と今後のスケジュールについて問います。

2、ふるさと納税について。

（1）寄附から返礼品発送までの流れと町が果たす具体的な役割について問います。

3、地域福祉について。

（1）重層的支援体制の整備に向けた準備について、進捗状況と今後の具体的なスケジュール、また、整備することによる町民のメリットについて問います。

以上、3点になります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） おはようございます。

8番、金子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸霧多布昆布森国定公園の観光振興について、「昨年6月の一般質問の答弁で、近隣との連携を図り進めるとの回答があったが、進捗状況と今後のスケジュールは」についてであります。現在までの進捗状況は、釧路町・厚岸町・浜中町の3町で構成する釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会において、国定公園の魅力発信事業として、知名度の向上を図るため、テレビやラジオ、旅行情報誌などでの宣伝のほ

か、来訪動機などのマーケティング調査や、周遊ルートを検討するため、旅行会社の企画担当者の招聘、十勝管内在住者を対象にしたモニターツアーを実施しました。

また、この3町に標茶町を含めた4町で構成する厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会においては、国定公園のポスターを制作し、道内外の観光案内所等へ配付し宣伝したところであります。

このほか、釧路管内の観光関連施設と連携し、SNSでの国定公園指定の宣伝をいただいたほか、国定公園指定1周年記念プランを旅行会社とともに企画していただいたところです。

今後のスケジュールであります。引き続き4町の強みである食と自然景観などの魅力を道内外にPRしていくほか、マーケティング調査やモニターツアーの結果を参考に周遊ルートの検討を行い、国定公園を活用した観光客の誘客を図ってまいります。

続いて、2点目のふるさと納税について、「寄附から返礼品発送までの流れと町が果たす具体的な役割」についてであります。寄附から返礼品発送までの流れは、ふるさと納税の寄附の方法は寄附者が町へ直接申込みする方法と、ふるさと納税サイトを通じて申込みする二つの方法があります。

町へ直接申込みされた場合は、町への申込みと入金を確認すると同時に、担当者が寄附者情報を管理するシステムに寄附金額や希望される返礼品の情報を入力し、この管理システムを共有するふるさと納税支援業者から返礼品協力事業者へ返礼品発送を連絡し、返礼品協力事業者から寄附者へ返礼品が発送されます。

ふるさと納税サイトを通じて申込みされた場合は、寄附の情報が管理システムに送信され、町とふるさと納税支援業者は管理システムにおいて寄附の状況を確認し、ふるさと納税支援業者から返礼品協力事業者へ返礼品発送を連絡し、返礼品協力事業者から寄附者へ返礼品が発送されます。

また、ふるさと納税サイトから申込みされた寄附金は、ふるさと納税サイト運営会社から町へ入金されます。

返礼品の代金は、返礼品が発送された後に、ふるさと納税支援業者を通じ返礼品協力事業者へ支払われます。

町が果たす役割としては、ふるさと納税は単なる財源確保にとどまらず、地場製品のPRや販路拡大、交流人口の拡大や町の知名度向上などの役割があると認識しており、今後も地元の特産品を通じて厚岸町の魅力を全国に発信するとともに、寄附された方々との継続的なつながりを持つ取組や、厚岸町を訪れる人を増やす仕組みづくりなどを引き続き進めてまいります。

続いて、3点目の地域福祉について、「重層的支援体制の整備に向けた準備について、進捗状況と今後の具体的なスケジュール、町民のメリット」についてであります。令和3年度から運用が始まった重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑・複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業であります。

現状として、市町村の任意で行う事業であります。町では、令和4年町政執行方針でお示ししたとおり、この事業の整備に向けて令和4年度中において事業を研究し、体

制整備に向けた準備を進めることとしております。

現在の進捗状況は、北海道及び専門職団体が主催する研修会や意見交換会に出席し、担当する保健福祉課内で事業内容の共有と検討事項を確認するとともに、既に事業を開始している市町村の取組内容を参考にしながら、連携が必要な団体と意見交換を行っております。

今後の具体的なスケジュールは、令和5年度に重層的支援体制整備事業実施計画の作成及び試行的に事業を実施するに当たり、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として、令和5年度の予算化に向けて、引き続き検討事項を整理しながら実施準備を進めていくとともに、令和6年度から本格的な事業開始に向けて、事業の全体的な構築内容を整理したいと考えております。

重層的支援体制を整備することの町民のメリットは、主に複雑・複合的な課題を持っていたり、制度の狭間にいる対象者への支援が拡充できる点で、既存制度における各種事業では、対象者が制度上限定され、事業の対象外となる方もおりましたが、そのような方に対しても、新たに支援ができるよう、町として多世代交流や地域の支え合い活動の支援や既存の社会資源について、幅広い方を対象にすることができる仕組みづくりを行い、地域福祉の推進を図っていきたいと考えております。

なお、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者といったそれぞれの相談内容の属性を問わず包括的に相談を受ける事業である「包括的相談支援事業」については、国は重層的支援事業の中で主要な事業と位置付けておりますが、当町では、既に町民の皆様に対して福祉に関する相談を受け入れているところであり、本事業については既に実施しているところであります。

現在、北海道内で七つの自治体が事業を開始し、各市町村の地域の実情に応じた事業展開をしております。

当町としても、今後協議を進める中で課題等もありますが、重層的支援体制整備事業の事業化を早期に進めることにより、町民の皆様に対する支援が向上、充実するものと考えますので、引き続き準備を進めてまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 1点目についてですが、大体、今どのようなことをしているかは、町長に答弁いただきまして、大分理解しました。この中で、まず今後のスケジュールというところをお尋ねしましたが、今、答弁いただいた内容の中には、いつというところが全く明記されていないのです。例えば、学校で遠足やるといったら、当然いつやるのか、当然それも含めてスケジュールだと思うのですが、今後のスケジュールに関して、その点はどうお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきますが、スケジュールということで

ありますけれども、道内外にPRということについては、既に実施しているということでもありますので、例えば1年後とか2年後とかではなく、今もう既にやっているということでもあります。また、ルートの検討ということでございますが、町長の答弁のほかに、あと、今根室地域の市と町と、あと釧路町、厚岸町、浜中町で今、知床ねむろ・北太平洋シーニックバイウエイルートということで、ルート開発の真っ最中です。これについては、民間が主導となり、この組織を立ち上げ、我々行政もオブザーバーという形で入っております。こういうものも、このルートはまだ設定というのはこれからなのですが、出来次第、1年後、2年後にPRしてもどうにもなりませんから、直ちにPRというものは進めてまいりたいと、そのように考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。大体連携に関しては進んでいるというところで理解できました。

それで、町長の町政執行方針のほうにも記載があった、国定公園の誕生を契機にしてというところで、今年の3月30日ですか、国定公園になりもう1年半がたちます。それで、今お聞きしたいのは連携というところからちょっとずれるかもしれませんが、町単体として、今この国定公園化したことによってプラスで今までやっていないこと、ということやっているよとか、こういうふうにしていこうと思っているところもありましたら伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

これを契機としてということではありますが、現在、今年度から観光振興計画の策定ということ、今動いている最中でございますが、それを計画つくって、国定公園絡みと言いますか、何をしてくだとか、そういう方向性、計画に乗っけて進めていくという状況でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。

また、町長が執行方針で言った中には、重点的施策として推進するとともに、臨機応変にかつ時機を逸することなくという文言もあります。今、コロナが落ち着いてきて、他町村もイベントをやったり、観光振興に力を入れてきているのですが、1年半たってもまだ、その進め方というのが、行政なので簡単に、はい、今日からやりますという話にならないのは分かるのですが、せっかくこの時期に、みんな動き出しているときに、これから計画を認定する、策定するのだと、やはり後手後手に回っていると思うのです。やはり、この契機、時機を逸することなくというのは、チャンスが来たらすぐ動ける状態に持って行ってこそ国定公園になったメリットを最大限に活かせると思うので

すが、その当たりどうお考えでしょうか、町長。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

国定公園になってから、もう1年半たとうとしていまして、確かに今計画を立てるのは遅いのではないかということで、これについては私どもも反省をしているところでございます。動きが遅いのではないかという意味だと思います。これについては反省をしております。

また、今年度においては、厚岸町のアウトドアを体験する方に対しての助成ですとか、それは国定公園記念してと言いますか、自然を体験していただくと、すばらしさを体験してもらうという意味で、町独自の支援というものもしていますし、さらには宿泊者に対しても助成ということでも行っております。そういう点では、全く国定公園を機に新しいものをやっていないかというわけではなく、こういうものもやっているということでご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 観光商工課の課長もいろいろほかにも業務もあり、とても頑張っているというところと個人的には見ていて非常に思っておりますので、現状頑張っているというところは理解しています。その上で伺いたいのですが、国定公園になる前と、国定公園化した後、厚岸町の、コロナがあるので一概に数字だけでは分からないのですが、観光客の増減、国定公園になる前となった後、それと課長が感じた国定公園になってからの動きというか、今までとこういうところが変わった、人の流れだったり、観光客の要望するものがこのように変わったというものがあればお聞かせ願いたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 議員おっしゃられたように、コロナ禍であって、人の動きというものは、正直、国定公園になってどうのこうの、なる前となった後というのは、ちょっと判断がつかない状況ではありますが、最近の状況を見ていると、やはり食と景観、これを求めにこちらの地域に入ってきていただいている方というのも結構いると思います。コロナ禍ではありましたが、コンキリエ、味覚ターミナルにおいての入込み数でも、今年の、先月になりますけれども、8月の入込み状況というのは、コロナ前とほぼ同様というか、回復しておりますし、普段よりと言ってはあれですけれども、お客様というのは増えてきているのかなと推測はします。ただ、これが国定公園どうのこうのという確証たるものはないのですが、私どもは国定公園になって少しでもお客様が増えたという気持ちで認識はしております。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 とてもそのあたりは努力していただいて対応して考えていただいているなと思います。また繰り返しになりますが、厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生に伴う観光振興を重点施策として推進すると明言しておりますので、推進すると明言している以上は、やはりこの後書いてある、臨機応変かつ時機を逸することなく対応すると書いてあるので、ぜひ厚岸町国定公園を契機に盛り上げるというところで、課長、町長にもぜひこのあたり力入れて、スピード感のある対応で厚岸を盛り上げていただきたいなと思います。

2 点目の質問に続きまして入らせていただきます。

私が質問させていただいた意図として、発送までの流れと町が果たす具体的な役割という質問で、ちょっと説明が難しくてこの文章にさせていただいたのですが、実際今、町としてふるさと納税がお客様から、寄附者から寄附してもらったら、返礼品発送からお客様に返礼品が届くまでの間、町の職員はどういう業務をしているのか。この当たり、書いている部分もあるかもしれませんが、具体的にお答えください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 町が具体的に何をしているかということですが、町へ直接、町長の答弁にもありましたとおり、町へ直接寄付された方については、システム入力して、そのシステムを共同管理している支援業者、こちらから返礼品の協力事業者のほうに連絡が行って発送されるということでもありますので、町が返礼品を発送してくださいだとか、そういう業務はありません。ただ、問い合わせについても、支援業者に行く場合もありますし、町のほうに来たりということがありますので、その場合の対応ということでは、町はやっております。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 分かりました。具体的な内容のお答えかどうかは分かりませんが、大体流れは分かりました。その中で、町へ直接申込みするのと、ふるさと納税ポータルサイトから寄附金、返礼品の寄附の申込みがある比率というものを、大体でいいので、例えば町経由で来るのが全体の 1 割、2 割とか、その比率を教えてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） すみません。前の質問で、ちょっと答弁漏れがありましたので。町のやっていることという意味では、返礼品開発ですとか、そういうものも町のほうでやって、返礼品、協力事業者と協力してやっているというところがございます。

あと比率については、ちょっとデータ上、今持ち合わせていないのですけれども、本来、サイトを通じて申し込まれる方がほとんどです。9 割以上がサイトを通じて申込

みされているという認識でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。今現在、町の中でふるさと納税の担当している担当者の人数は何人いるのか教えてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 主務担当として一人、副担当として一人、会計年度任用職員として一人、そのほかに観光係がふるさと納税を担っているということでありますので、繁忙期ですとかについてはその係で対応するという状況になっております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。答弁見させていただいて、ちょっと確認させていただきたいのですが、町としては、例えばどういう受付が、ふるさと納税のポータルサイトから何件あって、どういう返礼品が来てとか、そういう管理というのは随時町は把握できる体制にあるのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ふるさと納税、ポータルサイトから申し込まれた方、そして町へ申し込まれた方は入力ということになりますので、そのシステムにおいて町と、あとふるさと納税支援業者、こちらのほうで共同管理しているものですから、見ることは可能です。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。そうすると、ふるさと納税に申し込んだ人が、例えば返礼品がまだ、もう何か月も届いていないということが仮にあったとした場合、町としてはそういうことというのは把握しきれているのか、しきれないシステムなのか、その当たりどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 質問者おっしゃる返礼品の延滞に関しての確認できるか、できないかということであると思いますけれども、確認はできます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。確認はできるし、基本的には随時、リアルタイムに大体、毎日とはいかなくても、町としても、自分の、町から申込みがなく、ポータルサイトを通じて誰かが返礼品申し込んでくれた、その場合は大体一定期間で把握しているということではよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 寄附サイトについては毎日、当然確認、平日ですけれども、確認はさせていただいておりますし、発送に関しても毎日確認はさせていただいております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりました。ありがとうございます。

それで、ふるさと納税のところで、ちょっと今のシステムの話とは、町の役割というところとはちょっとずれるかもしれないのですが、平成28年度からふるさと納税額というのは1億9,000万円、6年くらい億の単位の売上というか寄附額、この中のパーセンテージにあると思うのですけれども、やはりかなり大きい金額が動いていると思うのです。その中で、何かふるさと納税について調べさせていただくと、町の取扱いとして、取扱い要綱という決まりしかないのです。この要綱を今も見させていただいていますが、具体的に町がどのように役割を負う、事業者はこういう義務があるとか、何と言ったらいいのですか、何かはっきりしないというか、町の役割も書いてないし、これだけ大きい金額を扱う事業にしては要綱しかないのです。

ここからは自分の考えなのですが、行政というのは、条例だったり規則によって、どのように判断するか、そこを考えて物事を進めていくと思うのです。こういう曖昧な、曖昧と言うのがいいのか分からないのですが、要綱しか、これだけ大きいお金が動くところがないというのは、このあたりは町長どうお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

ふるさと納税の制度でございますが、これは全国的にと言いますか、行われているものでございまして、大元の決まりというものが、まず、例えば総務省の決まりで返礼品の額は3割以内とするだとか、そういう決まりはあります。

私どもも担当するようになってから、確かにこのふるさと納税の取扱い要綱しかないということで、ほかの自治体について、ちょっと調べさせていただいたのですが、つくっているところと、釧路管内で言いますと、条例をつくっているところが二つございますが、それは町づくり応援寄附条例ですとか、ふるさと納税に限ったものではないということでもあります。あとは寄附金要綱ですとか、そういうもので定めているというところ

ころでございます。

調べた範囲は釧路エリアだけだったのですが、今後、本当にこのままでいいのかというのがありますので、ちょっとこれについては勉強させていただいて、必要であれば、やはり定めなければならないものでもありますので、その辺については今後の検討というところでご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ、前向きに検討していただくとともに、せっかく今、ふるさと納税も上がってきているところを契機に、やはりスピード感と柔軟性、ここをもって、ぜひ早めの対応を進めていただくと、さらにふるさと納税伸びてくるのではないかなと、非常に期待しております。

その中で、これから委託して、どんどん業務も進めていくと思うのですが、ぜひお願いしたいのが、委託先は民間というか役場ではないので、ぜひ民間の感覚を役場側でも柔軟に対応していただくように、自分も協力隊やっていたときにこうしたい、ああしたいと言うと、規則だとか要綱だとか何かで、ここに入っていないからできないよなんてことはざらにありまして、それが結果的にスピード感だったり、チャンスを逃したりすることって、正直いっぱいあると思うのです。せっかく委託してお金を払う以上、その辺もやはり柔軟的かつ迅速に対応できるように、町としても、ルールなのかもしれないですし、臨機応変さかもしれないのですが、その当たりもぜひ柔軟に対応して、自主財源のふるさと納税、自主財源というところを町長も強調して、これから大事だと言っておられますので、民間の力を借りて進める以上、こういう意見があったら柔軟に対応して、スピード感のあるよりよい対応をしていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

3 点目の重層的支援体制の整備のところ、話は移らせていただきまして、この中に、昨年も一般質問でほかの議員がこの当たり聞いていたと思うのですが、あまり客観的には進捗しているような感じに感じないのですが、進めていくということで、何年度にというところも、先ほど町長から答弁いただきまして、例えばなのですけども、自分の体験として、自分自身が障がい者の子どもを持っています、札幌にいますが、その子どもはもう成人しているのですけれども、そのときに親元から離れているのですけれども、どうしたかという、札幌市の場合、相談員というのが役所に相談したら付けてもらって、その相談員の方が障害年金だったり、あと生活保護だったり、グループホームを紹介してくれたのです。厚岸町というのは、そういうところ、何か準ずるような形で、何か困っている、障がいがある方だったり、そういう方に対しての対応というのは何かやっているのでしょうか。お伺いいたします。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ふるさと納税の関係の民間委託した場合、柔軟性ということではありますが、決まりあるものについては、やはり慎重に判断していかなければなら

ない部分もございます。それはご理解いただきたいと思います、民間の持つ柔軟さですとかスピード感、これについては民間の力を借りながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

障がいをお持ちの方の、そのような議員、質問おっしゃられる相談につきましては、生活保護の関係についてはあみかの中にも担当の係がございますので、そちらでまずはお話を、状況を聞かせていただいて、生活保護の権限につきましては、管内町村の場合、福祉事務所がないものですから、釧路総合振興局、北海道になるわけです。そちらのほうに話をつながさせていただいて、また、もう一度、直接に振興局のほうと相談をしていただくというような形で生保の決定になるか、ならないか、またはならない場合につきましては、資金の貸付ですとか、就労の部分についての助言などもさせていただいているところでございます。

障がいの全体的なご相談につきましては、障がい担当の係もでございますので、まず、こちらのほうで全ての相談を受けさせていただきます。さらに専門的な部分となりますと、釧路市内でございますけれども、専門的なコーディネーターの先生もいらっしゃいます。そちらのほうに要件を伝えさせていただいて、そして、また、別の段階になりますけれども、その内容について、本人と直にご相談していただくというような状況でもございます。

施設ですか、例えばグループホームというようなことでもありましたけれども、町内にもグループホームはございますし、就労支援の事業所もございます。しかしながら、大きな市などと比較いたしますと、そのような施設の社会的資源と言いますか、少ないところではあるのが現状です。厚岸町内で満たされない施設、ですが障がいをお持ちの方が必要な希望する施設ということでのご相談があった場合については、町内にはございませんけれども、ほかの町のそういう施設に電話などで相談して、空きがあればそちらのほうと相談者と相談の上、調整させていただいて入所いただくというような流れになってきております。そういう相談は、全般的に受けさせていただいている現状でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 詳しくありがとうございます。

今、お話するのは重層的支援体制というところでいくと、この理解というのは役場というのは縦割りで、これはここ、ここはこう、これを横割りにして、お金の困っている、例えばこういうことで心が困っている、障がいがあって困っている、高齢で何かで困っている、こういうものを一つにまとめて相談できるというのがこういう制度、役場側の役割というところも含めてだと思うので、一応自分はそのように重層的支援体制を理解しておりまして、その中で当町では、答弁いただいた町民の皆様に対して福祉に関

する相談を受け入れているところでありというところを考えると、今言ったお金の問題、本当に何か心配で心の問題、あと障がいがあって普通の仕事ができない、そういう相談は保健福祉課に相談に行けば、全て総合的に今現在でも相談に乗ってくれるということで考えてよろしいのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） そのような多岐にわたる相談につきましても、保健福祉課のほうで相談に応じさせていただこうということは現状でもございますし、今後も引き続きそうさせていただくつもりでございます。ただ、さらに付け加えさせていただきますと、国がその重層的支援ということでの法律を改正してまでも整備を求めてきております。それも今後はより、今までも連携して相談させていただいているつもりでございますが、そのような制度も含めて、他町村の先進的なところも勉強させていただきながら、次のステップに進んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ぜひその方向で力を入れて進めていただけると、自分の場合、親がいるから自分が役所に相談して、子どもと相談員を引き合わせてもらって、子どもが相談員と話して、いろいろなことが決まって行って、その報告というか相談を相談員から親のほうに受けることができたような感じだったのです。自分は離れて厚岸にいた時期だったので。そういうことを考えると、ぜひ厚岸町でも親御さんがいてちゃんと話ができるような状態の方なら対応できるかもしれないのですが、障がい者の方もやはり段階がいっぱいあるので、その中で、やはり本当に困っている人というのは、声をなかなか自分で発せられないし、思っていることを伝えられないのです。だから、やはり役場ができる中で最大限頑張っていただいているのですが、そういう民間というか、何か連携して、そういう相談員とかというのは非常に札幌にいて、よく感じたところで、厚岸町にない施設を、今グループホーム1件しかないと思うのです、厚岸町の中には。ただ、それをいっぱい増やせとか言っても無理だと思うので、せめて障がい者だったり困っている人が直接相談して、なかなかうまく話せないかもしれないけれども、そういうところで親身になって相談聞いていただいて、その聞いていただいた方が自分の裁量で考えて、その人のためにやっていただく、そんなようなことをしていただくと障がいがあったり困っている方も厚岸の中で、みんな住みよい町になっていくと思うので、ぜひその当たりも、町長も掲げている町の今後の在り方だと思いますので、ぜひ、より一層、力を入れて進めていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、現状、保健福祉課の中では子どもの担当、そ

れと障がい福祉担当、それと高齢者、低所得者の相談を受けさせていただく担当、それと乳幼児ですとか、町民、皆さんの健康管理を助言できる担当もございます。そちらの中で、従来も横断的に相談者に対して積極的に相談に応じさせていただいております。議員おっしゃるように、今後もそれに怠ることなく、いかなる資源をも提供できるような考えを助言できるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（堀議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大野議員の一般質問を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 先に通告しております通告書どおり質問させていただきたいと思います。

まず1点目、ヒグマ対策についてであります。

今年もヒグマが相次いで目撃されています。個体数がかなり増加しているものと思われますが、町の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

アとして、町内での箱わなの設置数。

イとして、ハンターの出動状況。

ウとして、今後の対策でございます。

（2）として、太田小学校の学校林内の笹などの下草刈りをしてほしいという声があるが、町としてどう考えているか。これもヒグマ対策の一環であります。

二つ目、コロナ禍における飲食店の経済対策についてであります。

3年目となるコロナ禍の中、食事を提供する飲食店、お酒を提供する飲食店の客足の戻りはどうなっているのか。状況によっては何らかの対応が必要ではないか。町としての考え方をお伺いしたいと思います。

以上、この2点について質問いたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、大野議員のご質問にお答えいたします。

1点目のヒグマ対策について、（1）の「個体数が増加していると思われるが町の対応は」のうち、アの「箱わなの設置数」についてであります。今年のヒグマ出没状況は、3月14日に道道123号別海厚岸線を走行するドライバーが目撃したものを始めとして、9月6日現在で43件、過去10年間の平均と比較すると、ほぼ同程度の出没情報が寄せられております。

特に、乳牛を連続して襲っている通称「OS018」に対しては、厚岸町から標茶町にわたって広域に被害があることから、令和3年11月から釧路総合振興局が中心となり厚岸町、標茶町、猟友会、農協、専門家による関係者で「OS018捕獲対応推進本部会議」を組織しております。

対策としては、専門家が過去の被害やヒグマの目撃情報、痕跡から「OS018」の移動経路を予想して、定点カメラやヘアトラップ、箱なわを設置しているほか、「OS018」

が被害現場に戻る可能性が高い場合は、推進本部会議のハンターが夜通し張り込みを行っております。

ご質問にある「箱なわ設置数」については、現在3基設置をし、捕獲に向け対応しておりますが、今年度新たに1基追加購入する予定であります。

次に、イの「ハンターの出動状況」についてであります。ハンターが被害現場のほか、「OS018」の移動ルートを予想して痕跡調査などを行っており、今年4月以降、延べ48人のハンターが16回出動しております。

次に、ウの「今後の対策」についてであります。箱なわを設置するほか、「OS018」の足取りを追うため痕跡調査についても継続して実施いたします。

さらに、釧路太田農業共同組合と連携して、デントコーン畑でドローンを活用し被害状況を確認するほか、畑周辺でヒグマの糞や毛を採取した場合は、研究機関によるDNA鑑定を実施し、個体を特定次第、ハンターが24時間体制で現地に張り込み捕獲に努めてまいります。

なお、「OS018」を含めたヒグマの対策については、北海道が策定した「北海道ヒグマ管理計画」に基づいて行っており、出没した個体の行動から有害性を区分し、段階に応じた対応を今後も継続してまいります。

ヒグマは、エゾシカとは異なり、人とのあつれきの多くは、学習によってごみや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するものであり、個体数を減らしても問題個体を排除しない限り、あつれきは存続するため、問題個体を特定して排除することで、総個体数を維持しつつ、あつれきの抑制を図ることができると考えられています。

このことから、「人を恐れず、人家付近などに頻繁に出没する個体」、「家畜や農作物に被害を与えるなど人間活動に実害を及ぼす個体」、「人に積極的につきまとう個体」など、問題個体については、的確な捕獲に努めてまいります。

(2)のご質問については、後ほど教育長から答弁があります。

続いて、2点目のコロナ禍における飲食店の経済対策について、「飲食店の客足の戻りはどうか。状況によっては何らかの対策が必要では」についてであります。町と商工会は、3か月ごとに町内の約400事業者に対して、これまでに13回の実態調査を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の把握を行っております。

本年7月に実施した13回目の調査の結果では、酒類の取扱いの有無を問わず、影響が出ている飲食店と改善してきている飲食店に二分されており、この結果と同様に客足が戻っている、または戻りつつある飲食店と、客足が戻らない飲食店が混在しているものと認識しております。

町では、実態調査等で把握した状況を基に、本年度は、5月交付の「第3弾がんばろう厚岸応援券」と、7月交付の「原油価格・物価高騰対応分の厚岸応援券」で、町民一人当たり8,000円分を、また、町内の宿泊施設に宿泊された方に対し、町内飲食店でも利用可能な応援券、1泊当たり1,000円分を発行し、町民生活の支援と飲食店を含む商工業者の事業継続のための経済対策を実施してまいりました。

今後においても、実態調査や経済対策連絡会議を通じて、町内の経済の状況を的確に把握し、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、1点目のヒグマ対策についてのうち、「（2）太田小学校の学校林内の笹等の下草刈りをしてほしいとの声があるが、町としての考えは」について、お答えいたします。

太田小学校に隣接する学校林は、全体で約1.5ヘクタールの面積があり、そのうち、令和元年度に植栽した約1.1ヘクタールにつきましては、植栽後毎年度、下草刈りを行っており、今年度におきましては、7月に作業を終えております。

また、残りの0.4ヘクタールにつきましては、夏休み明けから下草刈りを行っており、今月中には作業が終了する見込みでおります。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま答弁をいただいたのですけれども、まず、ヒグマの対策について、再度伺いをしたいと思います。

目撃情報は例年と大した変わらないという答弁なのですけれども、私的には何か、毎年多くなってきているのではないかなと、目撃情報、近隣の農家とかに来て、多分、通報しない人もいるだろうし、だけれども、やはり個体数が増えているのではないかなと思うのです。この箱わなの数を町に聞いたのですけれども、今3か所、もう1基増設するということなののですけれども、標茶町の猟友会の方の話を聞くと、各町村、振興局かどうか分かりませんが、わなには制限があると伺ったのです。そういうことが実際あるのかどうか。あるとしたら厚岸町は何個までかけれるのか、分かったら教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、個体数でございます。答弁にありますとおり、今年につきましては、43件ということで、過去3年間のアベレージ、平均を見ますと44件ということですので、ほとんど変わらないだろうということでございます。ただ、北海道で出しておりますヒグマの管理計画というものがございまして、それによりますと、全道の中では平成26年度が1万500頭、6,700頭から1万5,900頭というすごい幅がある中での中央値ということで、1万500頭という数字を出しておりますが、これが令和2年度では1万1,700頭ということで、少し増えているという部分であると考えているところでございます。

それから、わなに制限があるのかという質問でございました。わなに、標茶町でも十数基かけておりますし、うちは3基、プラス今年度、4基ですけれども、制限は特にございません。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 先日、釧路地方の林活議連の役員会にたまたま出席する機会があつて出たときに、議員の方が狩猟免許を持っていて、猟友会に所属していて、いや、わなに制限があるのだよねと、それで振興局に要望活動がありまして、北海道に強く言ってきてくれという会長さんにそういったことを言っていたので、え、そんな制限があるのだなと思っていたのですけれども、制限はない。ただし、やはりむやみに獲ってはいけないということなのですよね。だけれども、当町、今年は厚岸町では乳牛の被害が今のところ1件なのですけれども、標茶町では6件か7件やられていて、この問題のOS018というのは、この5年間で65頭襲っているという情報があるのですけれども、この問題の熊を捕獲するのに、いろいろ企画は練っているのですけれども、なかなか人の活動できる時間には出役しない、夜中の10時以降、2時くらいまでの間にしか活動しなくて、この定点カメラにも2回しか映っていないという問題の熊で、川縁の湿地帯にも足跡とかはあまり残さないで、川の中歩いているのではないかと、いろいろ推測されているみたいなのですけれども、やはり、まずはこの問題熊をどう捕まえるかに、やはり北海道も厚岸町も標茶町もいろいろ対策を練っては、すごい人を動員してまでやっているのですけれども、なかなかその効果が表れない。24時間ハンターが張り付いて、見張っているというところもあるのでしょうけれども、夜間、当然発砲もできないですし、見守りだけなのかな、ちょっと具体的には分かりませんが、やはり、そのうち、今は山間部というか農家被害しかないのですけれども、極端に言うと、あまり個体数が増えてきたら、本当に知床のほうでありました車に寄りかかって餌ちょうだいという映像も見ましたけれども、そのように市街地にぼろぼろ出役するようになってきは、本当に大変なことになってしまうなと。

それで、北海道のヒグマの管理計画、1万500頭だか、先ほど課長言っていましたけれども、果たして、若干増えていると言っていたけれども、それで全個体数把握できるわけではないので、本当にエゾシカの二の舞になって、そこら中に熊が出役して、本当に市街地に行つてごみあさったりするというのが出てくるのではないかと。しかしながら、そういった場面にあつても愛護団体の方がなかなか理解してくれない。ちょっとネットで見たのですけれども、やはり隣の標茶町のヒグマ担当のところには電話の苦情が来るといったことで、私的にはその当事者になって、当事者の気持ちになってくれないと、なかなかヒグマの捕獲なんてできないよねと。

それで、対応していただきたいと言つても、本当にどんな手立てがあるのか、本当にみんなで考えているのですけれども、なかなか足あつて、何十キロも移動する動物ですから、なかなかハンターが出くわしたときには捕獲できるのでしょうか、そうはいかない。本当にこれ、厚岸町は去年からですよ、OS018による被害。だけれども、何年も続いていて、本当にこの1頭なのか2頭なのか分かりませんけれども、OS018の兄弟やら親やらいるかどうか分かりませんが、やはりその問題個体も同じ習性を持ってくる、親は教えますから、そのようになってくるのではないかなと。厚岸町もいろいろやってくれているのですけれども、今後どうやってこれを捕まえるか、このままでいいのかわかるか、ちょっとその辺をお答えいただきたいなと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、わなの制限というお話ございました。先ほど、私答弁したのは、OS0については制限がございませんということで、個人で免許を持っている方については制限がございます。

それから、特にOS0の部分で、今10番議員言われました。いろいろ対策を取っている中で、令和元年の7月から標茶、厚岸において、放牧牛64頭がやられているということで、被害を受けているということでもあります。厚岸町におきましても、令和3年の7月から今年、上尾幌で1頭被害を受けまして、合計10頭、死んだのが7頭で負傷が3頭ということで、牛の被害を受けているところでございます。

過去に銃猟、箱わなの捕獲を試みましたが、なかなか箱わなにも入らないということで、それぞれOS018以外にも、通称忍者熊と言われているくらい、人の行動を分かっているような行動をしているというこの熊でございます。今の段階では、この牛を襲っているのはOS0181頭であるとは解析しているところでございます。

それを受けまして、去年の11月から厚岸町、標茶町に広域にまたがるということで、釧路総合振興局が中心となって対策本部を設置をしております。対策といたしましては、専門家が過去の被害やヒグマの目撃情報、痕跡等からOS018の移動経路を予想して、定点カメラ、ヘアトラップ、箱わなを設置しております。

さらに、今年分かったことなのですが、OS018は昨年度までは、一度襲った熊のところには戻らないと、餌に執着をしないというようなことを言われておりましたが、実はそうではなく、やはり餌に対しては執着をしているということでことが分かったところでございます。というのは、実際、去年までは、当然牛が被害を受けたら、人がかなりの数、関係者が行って、調べたり、毛があるかとか、どういう状況だということを調べていたのですが、やはり人間のにおいが付くということで、それに対して嫌がって来てはいなかったというのがだんだん分かってきてまして、今年に入って標茶からの被害が開始されましたので、少人数での確認ということをさせていただきました。その結果、OS0が再度戻ってくるということで、餌に執着をして、再度食べて、例えば山のほうまで引っ張っていったとか、通常の熊と同じような行動をしているということが分かりましたので、なるべく少人数で対応しているという部分で、上尾幌のときは実際死んでいなかったもので、こういう対応できなかったのですが、死んだ場合はそういう対応をして、そこにハンターがずっと張り付いて、再度戻ってきたところを撃つということを試してみましたが、それもあざ笑うかのように、いないときはいない、いるときはいるということで、そういう熊の行動もございました。

今後、ではどうしたらいいかと言うと、デントコーンの収穫時期になってまいります。先日も農協のドローンを飛ばしていただいて、それで確認したところ、やはり何か所か熊の被害がもう出ているということもあります。また、足跡とか目撃情報なので、グループラインやヒグママップを活用する、また、サケマスの川の遡上があった場合は、それを狙って銃猟の駆除をするということで、とにかく専門家を入れて、考えられるものは全てやっていくという中での振興局の対応ということで、この推進本部もOS018が捕獲されるまでずっと続けていくという北海道の強いこともございましたので、お願い

したいと思います。

それから、先ほど1点、わなの話をさせていただきましたが、設置上限は法令上30基までとなっております、OS0も今のところ30基までいっていませんので、何もないというお話でありましたが、実際、一度にかけれるわなの数は30基までと決まっておるといところでございますので、訂正させていただきます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 課長、今、わなは30基と、これ1町村30基ですか、それとも管内なら少なすぎますよね。どういう解釈をすればよいのでしょうか。

●議長（堀議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 大変申し訳ございません。話が前後、いろいろなって申し訳ございません。

先ほど言いましたとおり、設置上限が法令上30基ということで、一度に出す許可が30基までということでありまして、今回のOS0につきましては、今のところ、標茶、厚岸含めて30基までいっておりませんので、この部分を上限として法令上決まっているということでございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 今の説明は分かったのですが、OS018は特別ですが、普段、農作業被害とか、きのこ取りに行つて、ちょっと襲われた、それは大変な事態ですが、出くわしたよとかというのは、基本的には問題、熊にはならない、農作物をあれすると被害なので、個体にも対象になるのかどうかはちょっと分かりませんが、別に通りすがっている熊は別に私は捕獲しなくてもいいと思うのですが、けれども、人間出くわしたら、やはり恐怖なので、なるべく人のいるところに出てきたら何か捕まえてもらわないと困るなという気はするのですが、むやみに駆除しろとは言いませんけれども、本当にこのまま増えていって、北海道が1万500頭で管理計画、これが適正なのかどうかはちょっと分かりませんが、本当にエゾシカの二の舞になってもらっては困るな。北海道農政局も釧路の振興局もいろいろ考えているのだろうとは思いますが、やはり、何としてでもこのOS018をまず駆除していただき

い。ただでさえ農家経済、今年度は厳しくて、餌代高くて、さらにはウクライナの侵攻でもろもろ全てが高く、どんな業種にも当てはまることなのですけれども、全然利益が出なくて、後日また緊急決起大会やってもそうですし、国に要請していろいろ補助金も付けてくれそうな予想なのですけれども、やはり放牧できないと舎飼いになって餌代もかかってという、やはりコスト上昇してしまいますので、ただでさえ利益出ないのに、これ以上コストかかると本当に離農につながってしまうので、やはりいろいろ町も含め、関係団体と全力を尽くしていただきたいということであります。どうかよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 熊の捕獲につきまして、特にOS0につきましては、関係機関ともに全力を挙げて捕獲に行きたいと思っております。

なお、問題個体、非問題個体という部分でご質問ありました。何でもかんでも当然獲るわけではございません。北海道の管理計画におきましては、段階を0から3ということで、0から始まって3までの個体を考えております。例えば、0でいきますと、人間を恐れて避ける熊、これは非問題個体ということです。これがほとんどだと思いますが、これが非問題個体。それ以外の問題個体として、人間を恐れず避けない、人家付近、農地に頻繁に出没する、人間を見ても逃げない、人間にたびたび姿を見せる、これが1。2として、農作物に被害を与えるなど人間活動に実害をもたらす、生ゴミ・廃棄物等に付く、農作物・家畜等を食害、破損した、これが2です。3が、人の身、攻撃、つきまとい等、生活への影響、当然これは人を襲うという部分で、この4段階に分かれております。OS0の部分については、2番目の家畜の被害ということで、当然問題個体でございますので、これにつきましても、当然農家、実際牛をやられたり、またデントコーンを食害にあったり等、いろいろこの熊の問題はございますので、これら、北海道管理計画に基づいて捕獲をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたいなと思います。

次に、学校林内の下草の件に入らせていただきます。

1.1ヘクタールはまだ幼木なので、毎年下草刈りを行っている、残りの0.4ヘクタールも7月からやって今月中には終わるということなのですけれども、たまたま、たまにですけれども、太田の農村公園内にも熊が出没するという事案があるのですけれども、それで、やはり今まで刈っていなかった笹も刈って、見通しをよくしていただきたいというのが学校のほうから出ていまして、これはやはり、先ほどの関連する問題個体がいなくなるまで毎年継続をしなければならないことだなと思うのですけれども、教育委員会としてどう考えているのかをお答えをいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 太田地区の学校林の草刈りですけれども、次年度以降も継続して実施をしていくというようなことで検討しております。このたび、私ども職員の手で行ったものですから、かなりの時間、それと人数、それと道具も一般的な学校周辺の草を刈るような道具しかなかったものですから、ちょっと時間を要してしまったというのがありました。新年度に向けては、やはりもっと効率的に行っていくような方向ということで、これはお金の関係になるのですけれども、財政当局とも協議しながら進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 今、初めて今年は職員の手でやったというのを聞いたので、本当にお金絡むので、森林組合等、どんどん力も借りながら、素早くやってもらえると、やはり職員の方だって、そんな0.4ヘクタールに何日もかけてられないと思うので、そういった予算をしっかりと見ていただきたいと思います。財政のほう、よろしく願いいたしたいと思います。

次の飲食店の経済対策に移らせていただきたいと思いますけれども、お店によっては戻ってきている店とそうではない店とがあるという答弁書なのですけれども、コンキリエについては先ほど課長が今年は前と同様に客入りはいいですよ、コンキリエは道の駅で結構情報誌とか観光情報誌とかで、もちろんテレビコマーシャルもやっていて、みんながよく知ってるのですけれども、まちなかの個人の商店ですよ。やはり、我々もときどきは行くのですけれども、やはり人混みを避けるというか、そういうのがもう町民みんなに根付いてしまっているのではないかなという気がするのです。それで、やはり大人数になるともちろんやれない、管理職会等々もそうだろうとは思っているのですけれども、議員はなるべくやりたいなとは思っているのですけれども、そういった関係で、やはり個人の飲食店の営業努力もあるのでしょうかけれども、やはり提供している品目によって客入りの増減があるのかなという気もしないでもないのですけれども、やはり数少ない、400店舗の実施調査をしているという、実際そんなに飲食店あるのかなと、ちょっと、これ企業も入っているかどうか分かりませんが、私にはそんなに多くはないって見えるのですけれども、やはり、今でさえ何か飲食店少なくなっているのに、これ以上減ったら、やはり町全体が衰退していくな、まして観光客も、コンキリエいっぱいならどうしても町のほうへ流れてくるお客さんだっているだろうし、そういったのにも対応できなくなって、やはり水産も潤って、飲食店も潤ってというのが理想ですから、そういったので、やはり何らかの対策というものを打たなければならないのではないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 何らかの対策ということでございますけれども、町長の答

弁にもあったとおり、まずは町民のほうに応援券を配付させていただいております。それは、もちろん商店もそうですし、飲食店でもご利用いただけるというものでございまして、応援券を使って、何とか感染対策をしながら、町で使っていただきたいということで応援券を発行させていただいている、物価高騰という部分でも応援券を発行したのですけれども、そういう思いで発行させていただいておりますので、今はそういうことで応援券を発行させていただいているというところでございます。

あと、事業者数400件というのは、町内の飲食店を含まない、全体、この400件ということでご理解いただきたいと思いますけれども、飲食店全体としては、私ども把握しているのは今49件。そのうち、お酒を取り扱っているのは38件ということで捉えております。例えば、おそば屋さんですとか、中華屋さんですとか、そういうところでもお酒を提供している、これはお酒を取り扱っているという分類で今捉えていただければと思いますけれども、いわゆるスナックでしょうか、お酒を専門にというか、あと炉端ですとか、そういったところの状況調査でございますが、町長の答弁にもあったとおり、私どもの調査では、スナックさんでも影響が出ているというところと、影響出ているのだけけれども、改善してきていると、本当に半々で分かれているという状況であります。これについても、調査をしっかりした上で、また経済対策という意味で、必要に応じて経済対策ということで考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま課長の答弁あったとおり、まだ今年いっぱい応援券使えるので、それも集計も含めた中で、3か月に1回実態調査しているので、本当に困っている人、やはり助けなければならないなど。自分の営業努力あるかもしれないけれども、お客さん来てくれて初めて自分のお店が潤うわけであって、やはり町としてもコロナから始まったことですので、やはり何とか町民みんなを助けてあげたいなという思いに至って、いろいろ策を練っていただいて、そういった、応援券がいいのかどうなのか分からないのですけれども、町独自で施策を練って、助けていていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

やはり、商工業者は厚岸町にとりましても、経済に極めて影響のある業者でございます。そういう意味においては、コロナが発生して以来、本当に大変な営業を強いられているということは事実であります。しかしながら、徐々にコロナに慣れたというわけではないのですけれども、終息が分からないわけでありましたが、そういう中で国の施策としても、感染と防止と、そして社会経済活動をどうするかということが大きな課題になっておるわけでございます。同様に厚岸町もそうであります。私といたしましては、やはりウィズコロナの時代だと、厚岸の経済を活気付けなければならないという気持ちであります。そういうことで、今商工会と密接な連絡をしながら、商工業の営業状況等も踏

まえた中で、いろいろな対策を講じてきましたし、これからも講じなければならない、当然であります。そういう意味において、今後ともなお一層、商工会と連携を密にしながら、その対策が必要であれば、さらにどういう方法がいいのか、協議の上で、一つも倒産出さないというような施策をしてまいりたい、斯様に考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長の力強い答弁をいただきました。本当にウィズコロナでこれからはずっといかなければならない。多分、国のほうも緊急事態宣言やまん延等防止措置を出さない限り、お金は出てこないと思うのです。それで、ただいま町長が1件も倒産は出さないつもりで頑張るって言っているのです、あとは町独自の資金力を使って助けなければならぬと、そう思っているのです、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。

終わります。

●議長（堀議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って質問をいたします。

1、災害対策について。

（1）災害時に必要な仮設住宅立地場所への電源確保のために、太陽光発電設備の設置が必要と思うが、町の対応について伺います。

（2）避難訓練について、周囲が暗いと何もできない。夜間災害に対応した訓練が必要と思うが、町の対応について伺います。

2、男性育休と男性版産休について。

（1）これまでに男性育休について、企業への推進の働きかけを要望してきたが、町はどのような対策をしてきたのか伺います。

（2）2022年10月よりスタートする男性版産休について、町としての町民への周知方法または取組について伺います。

3、感震ブレーカーについて。

（1）感震ブレーカーの設置に向けての取組を要望してきたが、どのような取組をしてきたのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害対策についてのうち、（1）の「仮設住宅立地場所への電源確保のた

め、太陽光発電設備の設置が必要と思うが」についてであります。応急仮設住宅の建設については、基本的に北海道が行うもので、その建設用地や整備戸数は、災害発生後に町が建設候補地の被害状況等を調査した上で、北海道と連携して決定するもので、応急仮設住宅整備の手順上、事前に応急仮設住宅建設用地に太陽光発電設備を整備することは難しいものと考えております。

また、応急仮設住宅の建設は、おおむね災害発生から20日以内に着工することとしており、その完成までには、胆振東部地震の例を見ると、早くて災害発生から40日程度の日数を要しております。

災害の規模や状況にもよりますが、電気、水道、ガスといったライフラインの復旧も進んでいることが想定されているため、入居時には電力の供給についても問題ないものと考えております。

ただし、応急仮設住宅を建設する際には、住宅の光熱水費は入居者の自己負担となることから、当町として入居者への支援を行うという観点から、応急仮設住宅建設に合わせた太陽光発電設備の設置について、検討する必要があるものと考えております。

次に、（２）の「夜間災害に対応した訓練が必要と思うが」についてであります。厚岸町の避難訓練については、これまで、できる限り多くの町民の皆様に参加していただけるよう、町内小中学校の授業の一貫として行うなど、日中の時間帯を基本として実施してきたところであります。本年７月に北海道から公表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定では、日中と比較して夜間のほうが避難開始の遅れや避難速度が低下し、避難可能距離が短くなり、死者数の増加につながると推計されております。

このため、夜間や冬期間など、特に避難行動が困難とされる条件下を想定した訓練を行い、実際の避難行動を確認していく必要があると考えますので、例年実施している避難訓練を少しでも実効性の高いものとしていくため、夜間の避難訓練の実施について、今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、２点目の男性育休と男性版産休についてのうち、（１）の「男性育休の企業への働きかけについて、どのような対策をしてきたか」についてであります。令和３年６月の「改正育児・介護休業法」が成立後、令和４年４月１日施行の「事業者による雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化」、同年１０月１日施行の「産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得」の実施に向けて、昨年６月から町と商工会による町内約４００事業者を調査対象とした「新型コロナ実態調査」の調査票送付時に制度のチラシを同封し、以降３か月ごとに、計４回、継続的に周知を行っております。

また、制度の普及を図るため、昨年７月から町ホームページで、昨年８月号、本年２月号と４月号の広報あつけしで、広く町民等に周知をしてきたところであります。

次に、（２）の「男性版産休の町民への周知方法と取組について」であります。男性版産休につきましても、先ほど申し上げた男性育休と同様の方法で制度の周知を行っているところであります。今後は、さらなる周知の徹底のほか、国の機関や商工会と連携し、事業者に対し、これら制度の実施について、ご理解とご協力をいただけるよう説明していくことで、子育てをしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「感震ブレーカーの設置に向けて、どのような取組をしてきたか」についてであります。令和2年9月の厚岸町議会第3回定例会の一般質問において、ご質問者から提言を受け、感震ブレーカー設置の有効性周知のため、建設課窓口にパンフレットを設置したほか、厚岸消防署と連携し、チラシを作成、令和2年10月に新聞折り込みをしたところであります。

また、本年4月に配布した防災ハザードマップにおいても、感震ブレーカーの設置が電気火災発生の防止に有効である旨を掲載しておりますが、周知については依然として浸透しておらず、これらの周知だけでは十分ではないと考えますので、今後、広報紙などで感震ブレーカーの必要性や有効性についてさらに周知するとともに、設置支援としての住宅リフォーム支援助成金の活用についても継続して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 夜間災害の対応に学ぶということで、内閣府は首都直下地震、南海トラフ、巨大地震の被害想定を公表しています。それによると夜間に毎量8メートルの比較的強い風が吹いているときに発生した場合、被害が拡大すると見ている。首都直下地震では、冬の午後6時に地震が発生すると、死者数は最大で約2万3,000人。南海トラフ巨大地震では、冬の深夜に発生し、東海地方が大きく被災するケースで、死者数は最大約23万1,000人に上がると試算しています。阪神淡路大震災は日の出前の早朝に、16年4月14日の熊本地震、18年9月6日の北海道胆振東部地震は、それぞれ夜間から未明の時間帯にかけて発生しています。夜間の災害に対する十分な備えは不可欠であるとなっています。

まず、厚岸町の取組として、これらの実態、また実態について、これらの避難訓練を含めた中で一番心配になる、一般の町民よりも公共施設とかあります。役場の中もそうですし、心和園の老人ホーム等々、こういった問題が心配されるわけです。そういったことに対しての十分な訓練というのは必要不可欠ではないのか。国の今言われた実態、何か知らないけれども、早朝とか夜間とかに起きている。そういった場合に、昼間だけの訓練で間に合わないだろうと。それで、国は夜間のそういった訓練も自治体に任せる形にはなっていますけれども、訓練は必要ではないのかと言われていました。その部分について、もう一度伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 夜間の災害に対する備えについてですが、議員おっしゃいますとおり、昼間に比べて夜間に発生した際の被害というものはかなり多くなるということで、北海道の被害想定におきましても出されておりますし、南海トラフ等の被害想定におきましても、同様の夜のほうが、深夜帯のほうが多くなるという想定結果が出ております。

今、現在、厚岸町で行っている避難訓練につきましては、1回目の答弁書にもありますとおり、日中に行っている、日中に限って行っている状況にありますけれども、議員おっしゃいますとおり、そういった一番心配される条件下での訓練というものも、やはり必要ではないかと捉えておりますが、これまでもちょっと考えたことはあったようなのですが、避難される方の安全確保ですとか、そういった課題もクリアしなければならないというような状況もあり、これまで実施できていなかった状況にあります。全町的に夜間の訓練を実施するというのは、なかなか、一気にやるのは難しいものがあるのかなとも思いますので、可能であれば協力いただける自治会と協議をさせていただきですとか、そういったまずは地区を区切って、一部の地区において夜間の避難訓練を行って、そこで問題点、課題点を検証しながら、それを広めていくというようなことも検討していきたいなど、実施に向けて検討していきたいと考えているところであります。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 元々、避難訓練って何のためにやるのだという話の議論になってくると思うのです。起きたときのための措置をどのようにするか。起きたときに、一番自分の命を守るためにはどうしたらいいのかということが想定して訓練をするわけですね。いざ起きたときのためにやるわけですね。そうしたら、日中だけでいいんだという話にはならないですね。ですから、一遍にはできない、そのとおりだと思います。遅かれ早かれ早いほうがいいと思います。実施に向けて、早期にやっていただきたい。今、お答えありました。一遍にできないから、どこかの自治体が、環境だとか参加する年齢だとか、いろいろなことが考えられると思います。できる限り、早めの訓練、住民の命を守る、そういったことを早めに手を打っていただきたいなと思いますけれども、もう一度お答えいただけますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 災害はいつ起こるか分からないと、巨大地震の切迫性も迫っているという状況下では、議員おっしゃいますとおり、早期にそういった対応に向けて取り組んでいくということが必要だなとは考えますので、ちょっといろいろご協力いただけるかどうかの打診ですとか、そういった部分も含めて検討していかなければならないものですから、今年度中というのはちょっと難しいかなと思いますけれども、今回の避難訓練に間に合わせるのは難しいと思いますけれども、できるだけ早く試行的にでもできるように取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 今年難しいけれども、来年検討して、来年もできなかったのとなつて、そのうち地震来たってという話にならなように努力していただきたいと思います。普段の仕事の数も大変だと思いますけれども、こちらは何でも要望すればいいというも

のではないのだという気持ちも分かります。しかし、やはり訓練という大きな意味に従ってやっていただきたいなという、努力をしていただきたいと思います。

次に、太陽光の被災が起きたときの、要するに人々が、町民が一時的に避難する場所といえども、今、太陽光の設置という部分について、電源確保をしなければならないという中で、電源、電気がいかに日本人の生活、厚岸町の人間もそうですけれども、含めて、電源がなければ何も生活できないにまづなっていますよね。一番身近なのは携帯もそうですけれども、そのほかにいろいろなものがあります。今、スマートハウスという中に、災害のときに電源がない場合、E V車を活用しようという取組があります。住宅新築時にE V車を同時に入れて、災害が起きたときにE V車を活用する。E V車の活用で一番いいのが、移動がまずできる、人が乗って一緒に移動ができる、どこでも電気が使える。確かにデメリットに対しては高いとか、それから壊れたときに動かなくなるというのは確かにありますけれども、そういった最悪のことではなくて、E V車を活用するとなると、電気を充電しなければならない。だけれども、結局ガソリンも燃料もいらないわけですよね。ところが、例えばE V車があったときに、電気の送電が災害時に切れてしまった、充電ができないといったときに太陽光からの充電ができる設備を整える、そうするとE V車が満充電になったときに、その被災地の場所でも使えるし、それから被災地からどこかに移動してE V車、電気を供給もしてあげれる、そういった活用もできるわけです。だけれども、太陽光という電気を生む源がなければE V車の活用もできないわけですよね。これ、両極端で考えなければならないと思うのです。E V車の活用と電源の確保。ですから、太陽光の設置というのは本当に大事ではないかなと思って思っているのですけれども、考え方としてはいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 応急仮設住宅の建設が見込まれる場所への事前の太陽光発電設備の設置という部分でいきますと、答弁書にありますとおり難しいのかなとは考えるところでありますが、議員おっしゃいます電気の必要性、重要性というものは私もそのように認識しているところであります。そのためのE V車、電気自動車の活用ですとか、そういった部分も考えられるかなとは思いますが、建設予定地につきましては、1回目の答弁にもありますが、どこに建設されるか、事前には、候補地としては確保して押さえているところではありますが、どこに建てるか、その災害の状況によって変わる、決まっているということにはならないものですから、仮設住宅のために事前に太陽光発電を設置するという部分ではちょっと難しいものがあるのかなとは考えております。

応急仮設住宅ではなく避難所となる施設等への、そういったE V車からの給電、あるいは太陽光発電の整備、そういった災害時に備えた電気関連設備については考えられるところではあるかなとは思いますが、応急仮設住宅に関しては、事前にとは難しいかなと考えておりますので、建てる場所等が決まりましたら、その中で整備できないかというようなところを北海道とも協議しながら検討を進めていったほうがよろしいかなと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 仮設住宅のためにという部分もあります、僕言っている意味。仮設住宅のすぐそば、例えば5メートルなのか10メートルなのか、それが例えば1キロなのかという計算になると、仮設住宅のためにというのは、電気が必要だと、仮設住宅の例えば5メートル、10メートルのそばにつくるのではなくて、例えばそれが100メートル、200メートル、300メートルあたって、送電線があれば引っぱってこれるわけですね。だから、仮設住宅のためにだけの太陽光発電ではなくて、その太陽光をつくったときに、災害時までの間、起こらなければ一番いいのです、災害が、だけれども、つくった以上は太陽光の使い道が町民のためは公共施設の何かのために電気を使って、なおかつ仮設住宅をつくろうと思っている候補地、とりあえず厚岸町はここだっていうのを決めていますよね。決定はしていませんけれども、ここら辺でいいのではないかなという想定 of 土地は決めていますよね。そういった周囲につくるということは可能ではないのか。それが要するに、両極端の活用が生まれてくれば可能ではないのかな、考え方としてはいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 建設される場所ではなくということでもありますので、そういった災害時に活用する太陽光発電設備として、ほかの自治体におきましても避難所となりえるところに供給する太陽光発電設備の整備という事例もございます。そういった常時利用する施設への平時の給電という部分があるのであれば、そういった構想も可能かなとは考えられますので、その辺は厚岸町全体として平時の利用の太陽光発電の必要性ですとか、そういった部分も総体的に検討しながら、その中で災害時への活用も含めて検討していければなと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 検討に対して検討するような話で何にも前に進まないような答弁ですね。発電機あちこちにあるけれども、発電機って油がなかったら発電機使い道にならないです、全く。避難所に太陽光で暗くなったら電気つくようにしていますよね。これの考え方の大きな拡大したものの考え方だと僕は思っているのです。検討に対して検討するのではなくて、本当に災害になったときに必要だなと思わないですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 災害時の電気につきましては、当然今避難される方、いろいろな電子機器等もご使用になられておりますので、そこは大変重要な部分であると考えております。今、議員から質問ありましたとおり、各避難場所での発電機の活用で

すとか、そういった部分も用意してはございますけれども、太陽光発電の設備を各避難所に、避難場所にということになりますと、費用的にもかなりのものがございまして、その辺はやはり、ちょっとすぐ整備に向けて検討してまいりますとは今現在時点ではお答えさせていただくのは難しいと考えておりますので、繰り返しになりますが、再生可能エネルギーの推進という部分で町としても取り組んでいっているところでございますので、それと合わせて重点的な施設としての、そういった太陽光発電設備の整備についても合わせて検討、その中で具体的に検討していければなと考えているところでありますし、電気につきましては、被災した、東日本大震災の、東北電力管内の復旧状況をちょっと資料で見させていただきますと、8日でおよそ94%が復旧しているという状況にありますので、その間をしのげば所要電力の供給が見込まれるのではないかとということもありますので、そういったことも含めて、視野に入れながら検討を進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 昼食のため、休憩いたします。

竹田議員の一般質問の残り時間は34分であります。

再開を午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

一般質問、竹田議員の一般質問の再質問より再開いたします。

1番、竹田議員。

●竹田議員 制度について普及を図るため、昨年7月から町ホームページで、昨年8月号、今年2月号、4月号の広報あつけしで広く町民等に周知をしてきたことであります。確かにホームページ、それから広報あつけし、言葉で言うと広いですね。町民全体ですから。その説明の答弁は広く町民等に周知をしてきたところでありますというのは、確かに答弁としては正しいかもしれない。だけれども、ホームページは確かに広いですね。町外の方も見れるわけだし、広報紙も町全体に広まっていくわけですから、確かに広く町民等に伝えてきたのだと答弁あります。だけれども、企業として、町民として、それを見て、どれだけ理解している人口がいるのかと言ったら、それは必ずしも相まっているわけではないですね。だから、周知の仕方ってこれでいいのだと思っているからこういう答弁したのですよね。それでいいのですか。どれだけ理解してもらっているのだろうと思っていますか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

企業への周知というのは、今、議員おっしゃられたほかにコロナの状況の調査のときに制度の周知のチラシというものを配布させていただいております。町民、例えば従業員ですとか、そういった部分については、広報やホームページをとということで周知をさせていただいておりますが、これでいいかどうかというのは、会社から従業員に、この制度、お知らせしていただくということもありますし、もちろん町としては企業へは、これは法でございますので、法律でこのようになっているということは周知はしていかなければならないと思っております、このように答弁させていただいております。

引き続き、広報ですとか、あと、また調査での周知、図ってまいります。今、どれだけの企業は就業規則などを見直して、実際に育休、そしてパパ育休の制度というものを見直ししているかというのは、ちょっと分からない状況ではありますけれども、その辺についても今後聞き取り等で調査をし、必要に応じてさらに周知を図ってまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 育休については、僕、一般質問もさせてもらっています。その中で、企業に向けての働きかけをということを言っていました。紙の媒体やホームページで出したからいいのだということでは、これはなかなか進まないよという話もしました。なぜかと言うと、取る側と、それから与える側、自己申告で会社に申し立てないと、あなた取りませんか、取ってくださいという話ではないですね、基本的に。役場の中もそうですね。申告しなければならないわけです。その申告をするときに、先輩がいたり、社長がいて、自分が休業を取ろう、休暇を取ろうとしたときに、人間関係が崩れないか、また、繁忙期で忙しい時期に、この時期に休んだらお互いに迷惑掛けるのではないかと、そういったことが懸念されて取りづらくなっているのが今の社会現象でしょう。だから、企業においても、もうちょっと働ける人たちが休みを取りやすくなるような、そういう環境づくりを、手助けをしてほしいという話を僕はしたと思っています。だから、こういう周知をした、広く町民等に周知をしてきたのだと。400事業を調査した対象のコロナのときに一緒にチラシをまいたのだと。これで満足してるのですかという話を僕はしているのです。今、答弁の中で、企業に赴いて、どういう実態になるか聞いていただいて、そういうことでもうちょっと深くやっていくという答弁もありましたので、その辺、もう一度頑張ってやっていただきたいなと思います。どこまで町がその企業に対して関与していいのかどうなのかとなると、そこは難しいと思いますよね。確かに関与しなくてもいいと言えばそれまでです。だけれども、厚岸町において、やはり住みやすい町、この町に住んでいてよかったなと思わせるような、そういう厚岸町をつくっていくためには、そうい企業に対しての町側としての努力ということも必要なのではないかなと思うのです。しなければしなくてもいいのだろうなとは思いますが、その辺よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

私の第1回目の答弁にありましたとおり、法律が施行されておるのであります。そういう中で、やはり、これは事業者の義務であります。しかし、今、ご指摘がありましたとおり、そういう雰囲気にはなっていないというようなお話でありましたが、しかし、これからそういう雰囲気をつくるために、町も支援をしていかなければならない、そのように考えますので、一つ、そういう雰囲気になるように各企業にこれからも広報等も通じながら周知をさせていただきたい、斯様に思いますので、よろしくお願いしたいと存じます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 町長もいろいろなところに行って、企業等にも訪問するときもあると思います。その機会において、この話もちらっとしていただければ、皆さんも聞き入れる耳持つと思うので、そういうところから変革していただきたいなということをお願いして、次に感震ブレーカーについて質問したいと思います。

住宅リフォーム支援の助成金の活用についても継続して周知していきたいということで、住宅リフォーム支援助成金の中に感震ブレーカーの取替というのは助成事業の対象にまづなっているのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

住宅リフォーム支援助成金の対象工事になりますが、あくまでもその住宅を改修、改造する部分に限って、金額は10万円以上の工事にかかる分ということで対象としていますので、当然、このブレーカーを新たに設置する工事についても対象になります。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 答弁にも厚岸消防署と連携しチラシを作成し、令和2年10月に新聞折り込みをしたとあります。この感震ブレーカーについて、僕が一番心配しているというか、本町も特にそうなのですけども、シャッター街になっているところもあります。大通りの両面ですね。経年劣化、要するに耐用年数を迎え入れている住宅、超えている住宅、ほとんどが店舗併用住宅です。連続して建物と建物間がものすごい狭いです。そういったところで、例えば地震が来た、そういうときに火が発生しましたというときに、連続して延焼してしまうという、とても怖い事件になってしまう。そのときに風速8メートルという、たかがちょっと弱い風があったとしても、ものすごい火が拡大していくのだということで、震災等においても、地震等においても、火災が発生したときの全消滅ということも考えられる。本町の真龍の大通りも本町とほとんど似たような形態であります。そういった意味でも、住民の命、財産を守ることから考えても、この感震ブレーカーの取組を、やらなくてもいい場所というのはないかもしれないけれども、先

立ってこの震災が、地震が近々来る、そういうところに分かっている部分もあるので、危険な場所と言うのですか、連続して建っている住宅のところには、なるべく消防と連携を取りながら、早めに付けましょうよと。火災報知器等とかも、確かに僕も一般質問させてもらって、一般住宅に消防と取り組みながら、早急に付けていただいて、今はもうほとんど付いていない場所はないと消防からも聞いております。感震ブレーカーについても、ぽつんと建っている一軒家には、自分で消滅したとしても、ほかには迷惑掛けませんけれども、こういった大通り、真龍の大通りも一軒燃えてしまうと連続で燃えてしまうという恐ろしい部分もあります。そういった部分についても、町としての取組の中で、感震ブレーカーの取付等について、何か協力を仰ぎながらやっていっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 感震ブレーカーの設置につきましては、議員おっしゃいますとおり、災害時、地震発生時の火災を減らすということでは大きな役割を果たすということが国が行った検討の中の報告書の中にも明記されているところでありますので、感震ブレーカーの設置について、これまで以上に、もう少し定期的に広報紙などでの周知と合わせて、あとは消防とも連携を取りながら、消防の個別の火災報知器の設置ですとか、火災予防運動ですか、そういった運動と合わせて、こういった感震ブレーカーの設置についても勧奨するように取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に従い、ご質問申し上げます。

1番として、国定公園昇格に伴う施策についてであります。

国定公園制度の趣旨に則った町づくりの観点から、学術奨励金制度による資料をどう活用していくのかお聞かせいただきたい。

2番目として、アッケシソウの保護・保全についてであります。

アッケシソウの保護・北海道全施策の内容と、データの公表・広報をどう進めるのか、お答えいただきたい。

3点目として、身体障がい者補助犬（介護犬・盲導犬など）ですが、身体障がい者補助犬に対する町の施策についてお聞きいたします。

以上で、3点であります。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹課長） 3番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の国定公園昇格に伴う施策について、「国定公園制度の趣旨に則った町づくり

の観点から学術奨励金制度による資料をどう活用していくか」についてであります、
国定公園は、自然公園法において国立公園に準ずる優れた自然の風景地であり、その目的は、自然公園法において「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること」とされております。

第6期厚岸町総合計画においても、自然との共生に向けた環境保全の推進を掲げており、その取組の一つに厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金交付制度があり、平成9年から助成を開始し、昨年度までに183件の研究が報告されております。

研究内容については、報告書として、水鳥観察館や情報館で閲覧、貸出できるほか、水鳥観察館ホームページに掲載するとともに、内容を分かりやすくまとめた概要版を作成し掲載しております。

今年度の取組としては、筑波大学、北海道大学などが行った、国指定天然記念物である海鳥繁殖地を有する大黒島において、国内最大の繁殖数を誇るコシジロウミツバメなどの生態調査結果について、12月18日開催予定の厚岸情報館でのシンポジウムで報告する予定であり、これに併せ、広報あつけし12月号でも特集記事を掲載する予定であります。

また、それ以外の研究については、研究の途中経過等を確認しながら、講演会の開催や広報あつけしへの掲載、さらには冊子として配布するなど、国定公園の趣旨に沿った町づくりを推進し、優れた自然環境の保護とその利用を図るため、学術奨励金制度により収集した貴重な資料の活用について検討してまいります。

2点目のご質問については、後ほど教育長から答弁がございます。

続いて、3点目の「身体障がい者補助犬に対する町の施策」についてであります、町では、ノーマライゼーションの基本理念のもち、平成12年度から、実行委員会が主催する、厚岸町障がい者・障がい児ふれあいフェスティバル「こう福祉21」を後援しております。

「こう福祉21」においては、平成24年度から「盲導犬コーナー」として、視覚障害のある方への補助犬である「盲導犬」との体験歩行やふれあい、パンフレット配布をとおして理解を求める内容で実施しております。

また、障がい者差別解消法に基づき策定した「障がいのある人への対応マニュアル」においても、身体障がい者補助犬に関する項目を設け、町職員に対する研修を実施しております。

今後においては、障がい者差別解消法による合理的配慮が、民間事業者にも義務付けられることから、この対応マニュアルを民間事業者向けに改訂し、身体障がい者補助犬についての理解を深めていただく内容を含めて、町内の事業者などを中心に周知を行い、多くの方に理解をしていただくことで、障がいのある方も暮らしやすい町づくりを進めてまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） 私からは、2点目のアッケシソウの保護・保全について、「アッケシソウの保護・保全施策の内容とデータ公表・広報をどう進めるのか」についてお答えいたします。

現在行っております、アッケシソウの保護・保全施策につきましては、厚岸湖最奥部の湖岸自生地における生息状況の確認、また、アッケシソウの栽培として、郷土館前における栽培と奔渡7丁目のチカラコタン地区造成地での試験栽培を行っており、3年間の試験栽培を経て、さらなる栽培地を確保し増殖することを進めております。

また、データ公表や広報の進め方につきましては、アッケシソウの希少性などアッケシソウ自体の周知を図るとともに、現在行っている栽培事業の取組や、これまでの栽培経過に加え、これらの取組の中で得られた栽培条件など、データを含め公表・公開することは重要と考えております。

アッケシソウ保護・保全の一貫として町民の皆さんへの周知は、町名のついた希少な塩生植物であるアッケシソウへの親しみや愛着を持つ重要な手立てと考えており、今後、町広報紙などの媒体による周知や、各種団体への出前講座の実施、郷土学習の教材としての活用などを進め、ホームページにより町内外へ周知をしていきたいと考えております。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 まず、学術奨励金の話なのですが、これ、私、学術奨励金制度に基づいたこの資料の活用ということは何回か議会で言ってきましたよね。ただ、どうも話が前に進まないの、あえてまた出したわけですが、学術奨励金制度に基づいたいろいろな論文、解説と言いますか、これは180くらいたまっているの、情報館で見てください、ホームページでも見れますよという話に、今終始しているのだが、なかなか素人がこれを読んでも、私なんかもその素人の一人なのだけれども、なかなか難しく、一遍には分からないのです。それで、こういうものについて、一つ前の議会でも申し上げたのだが、国定公園に昇格して、その国定公園の持っている趣旨に基づいた町づくりを進めるためには、町民が自分の住んでいるこの町がこんなに豊かで、世界中から注目されるような自然を残したい環境なのだとすることを心底理解することが大事だということは私申し上げたつもりです。その意味で、この随分とたまってきた厚岸の宝とも言える厚岸をテーマにしたいろいろな研究の資料、これを町民がごく理解できるように、かみ砕いた解説を周知していくことが大事ではないかと、そのように思って今回も言いました。

一つの手法として、あえてもう先に提言させていただきますけれども、かつて広報あつけしに、これはテーマは違いますが、厚岸歴史アワーと言って、約50回にわたって、50回までいかなかったかな、広報あつけしの最後のページに、厚岸の歴史的な事実あるいはトピック、いろいろなものを、厚岸の町はこうやってできてきたのだということを非常に分かりやすく連載した記事がありました。これは非常に好評でした。そういうような形で、題は何と付けようかというのですけれども、今回ここで集積されたいろいろな研究資料を町民に紹介するというようなことは考えられないでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） お答えいたします。

室崎議員からも3月の1定で指摘ございました。国定公園に今回昇格した中で、傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定し、その国立公園に準じる国定公園も優れた自然の風景地であるということで言われております。今回、その報告書の中でも協力していただけるということで、12月にシンポジウムを開くと。さらに、12月号においても特集記事を掲載するというので、まず、今年7本の中の1本はこういう形で紹介させていただきたいと思っております。

それと、2点目の今まであった報告書、183本ございます。この中で、少しでも、当然町民の方に分かりやすくということで、なかなか、やはり学術論文でありますので、難しい内容がかなりございます。概要版ということで、できるだけ分かりやすいようにということで、申請者の方々にも協力していただいている経緯もございます。また、今、提言していただきました、高嶋先生につくっていただいた広報紙の掲載という部分も含めて、今後それらについても、広報紙の記事ということで掲載をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 私、今提言した方向で考えてくださることなので、期待しています。

それと、答弁者にちょっと文句言うようで悪いのだけれども、あの歴史アワーって高嶋先生一人ではないですからね。それ、誤解されたら困るので、それはせめてなどくらい付けておかないとうまくないです。それは余談ですが。

これに関しても、ああいうような形式のものを考えていただければと。それで、あの歴史アワーについても、町職員も書いているのです。ですから、いろいろな人たちの知恵を借りて、こういう種類のものをかみ砕いて分かりやすく書くというのは、非常に高等な技術ですので、その当たりも十分考えてお進めいただきたいと、これはお願いしておきます。それで、次に行きます。

アクセシソウです。このアクセシソウに関して、まず、町のホームページで学術奨励金というので索引で引いたのですけれども、出てこなかったです。それで、水鳥観察館のホームページで、やっとなつかまえることができたのです。本体である厚岸町のホームページにこれが全く出てないというのはいかがなものかなと。それで、ごめんなさい、これは私のほうで勘違いしていました。今のちょっと取り消します。

アクセシソウに関して入ります。今のはちょっと取り消させてください。済みません。アクセシソウに関してですが、アクセシソウのことにに関して、ホームページにより町内外に周知しているとおっしゃいました。ただ、見ますと、アクセシソウを、これは海事記念館職員ですか、一生懸命畑耕して、種を蒔いてと、こういうように育ててきましたということを書いてあるのです。ただ、何を目的として、どのような意図で、このようなことをやっているかというような基本的な方針がホームページでは見えてこない

のです。それから、今回の私の質問に対する答弁においても、似たようなレベルではないかなと思いました。

それで、何を聞きたいかということを、こちらのほうから申し上げます。チカラコタン地区でのアッケシソウ保護活動の目的なのですが、これは研究者の指導や試験地を利用した個体数の増加を図るということによろしいのでしょうか。それで、そのデータに関しては、この後公表しなければならないというようなことをおっしゃっていますが、どんな項目を考えているのでしょうか。それがちょっと見えないのです。例えば、土質、試験地でいろいろな形に土質を変えてやっているのだよとか、内容はいいです、項目だけでいいですから、こういうような項目をこの後公開するということを見せてもらいたい。いかがですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 学術奨励金につきましてお答えさせていただきます。

（発言する者あり）

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

アッケシソウの増殖につきまして、チカラコタンでの増殖、今回の試験栽培という形ですが、その目的につきましては、室崎議員おっしゃるとおりの目的ということで、基本的には個体の増殖を目指すということ、それと、付け加えさせていただきますと、今回の試験栽培地の立地場所はちょっとよくはないのですが、人目に触れて、見せていくということも今後考えていきたい、今回の中ではそういうことも含めて、まずは個体を増殖させること、それから保護をすること、それから安定した栽培を行う技術を身に付けるというようなことを考えていて実施しているものと考えております。

今後、公表等につきまして、町長の答弁の中にありましたとおり、まずはアッケシソウの概要ですとか、それから希少性、それから今回事業に至った経過、さらには今回栽培試験を行う中では、一応3年間という形を考えておりますが、その中での、例えば植生の状況、今回は土壌の状況も変えておりますので、そういった土壌の違い、それらの観測も委託事業として行っておりますので、土壌の性質ですとか、例えばpH値ですとか、そういったデータなんかも公表して、今年度の栽培状況、来年度、再来年度ということで公表を進めたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 お話を伺っていて大変頼もしいのですが、私のほうから二、三、ちょっと気になることをお願いしておきますので、お聞きください。

一つは、DNA情報の活用なのです。かつて、アッケシソウに関してはDNA解析を

行っていますよね。そのときに分かったことは、厚岸町内に生息するアッケシソウというのは、どうも遺伝的に異なる幾つかのグループを持っているようだという事ははっきり分かったですね。そうであるならば、それぞれを隔離して、それが混合しないようにして継代というのですか、代をつないでいく、そういうことも非常に大事な要素ですよね。その点は考えていますか。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） 以前からDNAの解析等行ったということで、それらの種の保存と言いますか、それから他の地域との交渉しないような形で保護したいということをやり取りをさせていただいております。今回につきましても、まずは今回栽培したDNAの解析を改めて行うというところ、それと当時のものと比較するというところから始めて、これにつきましても公表できる整理をして公表していきたいなとは思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 繰り返しの言い方で悪いのですが、ぜひ取り組んでほしいのは、現時点で残っている町内産のアッケシソウの自生地との保護と管理です。それから、遺伝子的多様性をきちんと把握するため、これは分析や研究も必要でしょう。これらを壊したり減らしたりすることなく維持して、遺伝子としての資源をきちんと残さなければならぬ、これは専門家が言っています。そういうこれからの新しい治験と今までの治験を組み合わせることによって、昔あった群落の復活ができる、野生の群落がそのまま復活できるための下地をつくっていくと。この作業はきちんと進めていただきたい、そのように思います。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、チカラコタンの試験栽培を行う際に当たりまして、東農大の先生からの助言等いただきながら行っております。特にDNAですとか、種の綿密な研究というところに踏み込んでいきますと、当然さらなる専門家の方にもご協力をいただき、連携をしていきながら事業を進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 これは町側にも責任の一端があると言われても仕方がないと思うのですが、今言ったようなお話が何も出てきてないのです、町民のほうに。そうすると、ホームページなんか見たところで解釈するわけです。町はアッケシソウ蒔いていると、俺のうちの庭には桜草蒔いていると、似たようなものだというようなレベルで解釈する人もいる

みたいです。それで、絶対やってはいけないことというので、私のところに何人かがこうしたらと言っている中には、なるほどなと思うのがある反面、そんなことを考えているのかというのがあるのです。

やってはいけないことの一つは、これは何でもそうなのですが、きちんとした手順を踏んで個別栽培に取り組むべきなので、遺伝的特徴が明らかになっていない今の段階で、町民にアッケシソウを提供して、みんなの庭に植えてもらうとか。それから、もっと極端なのは、観光客に苗をつくって販売したらどうかとか。そういうことを考えている人もやはり、それなりに善意で考えているのです、いるわけです。これやってしまうと、学校教育でもって、蛍やメダカの無秩序な放流をやってしまったり、あちこちで問題起こしていますが、その二の舞になってしまいますよね。これは絶対やってはいけない。

それから、もう一つ栽培のいい条件というのを追求するあまりなのでしょうけれども、最適な生育条件だけに注目して栽培を続けると、アッケシソウが持っていた中の多様な遺伝子の中の一つの形質だけのものがどんどん育ってしまうという、単純化とでも言いますか、多様性を自衛的に減少させるというようなことが起きてしまいますので、これも十分分かっていると思いますがよろしくお願いします。

それから、見栄えのいいアッケシソウだけを一生懸命選別してしまったりはできませんよね。野生のものというのは見栄えのいいものもあるし悪いものもある、いろいろな多様性がある初めて成り立つわけで、そこに人為的な秩序をつくってしまったりはだめだということ。このあたりはよく認識して進めていただきたいと思いますので、この点はよろしくお願いします。これはお願いです。

それで、提言をもう一つさせていただきます。厚岸町だけがアッケシソウの保護・育成をやっているわけではないのです。アッケシソウの保護・育成を行っている自治体というのはほかにも幾つもあるようです。近くでは網走市、能取湖でもってやっていますね。こういうところとの交流も当然必要だと思います。また、こっちの足りないいろいろなことを教えてもらうことも必要でしょう。また、そちらが望むのであれば、こちらの知見を提供することも大事だと思います。これ、ぜひお願いしたい。

それで、そういう目でもって見ておりましたら、岡山県に浅口市、浅い、深いの浅いに、この口、ものをしゃべる、そういう町を発見しました。ここは、本州で唯一アッケシソウが自生しているのだといって、これを町の一つの大きな特徴として宣伝しているところです。アッケシソウの保護については、非常に長い間、当初は民間の団体をつくって進めてきているのです。その栽培地に、何とアッケシランドという名前を付けている。アッケシソウ通信というようなものを年に1回、きちんとした広報紙を出している。町を挙げてアッケシソウを非常に大事にしているところだということが分かりました。こういう町とぜひ交流を進めるべきではないかと私は思うのですが、町のほうではどのようにお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

先ほど提言いただきました、まずは栽培に向けてやってはいけないこと、先ほどは三つほど、これにつきましては、その都度、厳重に管理、それから進めていけるように特に気をつけて進めていきたいと考えております。

さらに、他の地域でのアッケシソウの自生地等の交流ということですが、今回、チカラコタンでの栽培に向けては、卯原内で行われております、能取湖の卯原内にあります自生地、ここの栽培の状況等を参考にさせていただきました。これは、今回栽培、今時点では交流というところまでは現在いっておりません。情報交換等を行ったという程度にとどまっております。今後、私たちの栽培の状況等も含めて報告をするのですとか、そういったことで今後進めていきたいなと考えております。

また、先ほどの岡山県浅口市での自生地での取組ですが、これも調べた中で、恐らくですが、卯原内に匹敵するような栽培の状況ということで保護を行っているという活動が私たちも確認しております。まずは、うちの町ではまだ、改めて栽培を行うということで、自生地は現在もあります、その保護に向けたことも含めて、先に、現在、取組を進めて、うまく進めている状況なんかを確認させていただく、また、こちらの状況も情報交換をさせていただく。それからこれを通して、他の交流等も図るということまでは、今現在では、具体的に何をということにはなりません、まずは担当者間、それから浅口市では民間の団体が特に関わって行っているということですので、こちらとのやり取りもさせていただきながら、さらなる取組ができるようなことは進めたいなと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 アッケシソウはこのくらいにしようかと思っておりますが、最後に、アッケシソウの研究者って、結構いるらしいのです。アッケシソウを研究している研究者。この浅口市のほうのをいろいろ読んでいますと、そういう研究者がアッケシソウ通信というのに随分寄稿しているのです。そういう人たちが朝鮮半島系のDNA解析によってアッケシソウと北海道系のアッケシソウと大きく二つに分けて、瀬戸内沿岸なんかはむしろ朝鮮半島系なのではないかということまで、随筆のように書いてあるということは相当やはりきちんとした解析していると思うので。そういうような、北海道にももちろん厚岸を主導してくださっているような研究者もいますし、将来はそういう人たちを厚岸で一堂に会してもらって、シンポジウムを行うと。アッケシソウという名前の由来の厚岸町で、アッケシソウシンポジウムが開かれるというような夢も、私は勝手に夢見ておりますので、どうかそういうことも今後ご検討いただきたい。これも夢を語るという範囲ですが、よろしく願いしたい。

それで、次に行きます。

次に、身体障がい者補助犬です。今、ご答弁を伺いましたが、ここには障がい者差別解消法という形で法律の名前が出てくるのですが、身体障がい者補助犬法というのは、今は廃止されたのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

身体障がい者補助犬法につきましては、平成14年に法律施行されて、今も生きております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 身体障がい者補助犬法について、答弁の中で何一つ触れていないのだけでも。そこから始まるのではないですか。不特定多数人の出入りする施設では、身体障がい者補助犬は拒否できないと明記されている法律ですよ。その話を抜きにして、ご協力いただきたいと思いますという話を厚岸町はするのですか。あと何分ですか。

（「24分です」の声あり）

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 大変失礼いたしました。答弁の中では障がい者の対応マニュアルの中に補助犬についての記載をしていたものですから、このような表現にさせていただきます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 こんなこと言わなくてもいいと思ったのだけれども言います。盲導犬と聴導犬と介助犬という3種類あるのです、身体障がい者補助犬には。盲導犬というのは一番有名ですけれども、視覚に障がいのある人の、いわば誘導を行うわけです。聴導犬というのは、聴覚に障がいのある人の耳の代わりになるわけで、屋内だといろいろな携帯の通知音だとか、赤ちゃんの泣き声だとか、そういういろいろなことを教えますし、屋外だとクラクションや、あるいは病院や銀行で名前を呼ばれたときに教えるというようなことをするそうです。介助犬というのは、障がいのある人の手足の代わりを務めるわけで、冷蔵庫から飲み物を出したり、着替えを手伝ったり、緊急の場合には助けを求めたりというようなことをするそうで、これらはみなペットではないですね。ところが、知られていないのです。盲導犬ですら知られていない。ましてや、この身体障がい者補助犬を受け入れなければならない義務があるというような法律があることすら知られていない。今回の答弁みたいなものですね。

だから、何が起きるかという、これ、実際に東京消防庁であったのですけれども、緊急搬送をするときに盲導犬と一緒に乗ろうとしたらだめだ、断ったのです。これで非常に問題になりました。結局、その救急隊員も、それからそれを指令を出す管制官というのですか、それもこういうことを知らなかったと思うのです。信じられない話があるのです。それくらい知られていないのです。

とすれば、町がここで一番最初に答弁で言わなければならないことは、この身体障が

い者補助犬を受け入れなければならない義務があるのだと、それは法律に明記されているのだというところから始まるべきではないのですか。そんな法律があるなんてことも知らない。そして、もちろんそんな義務があるなんてことも知らない。ペットの犬と、この補助犬と同じ犬ではないかというレベルでものを見ている人に、今のような答弁して通じますか。何か一番根幹が抜けているような気がして仕方がないのですけれども、いかがです。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

大変、福祉を携わる課長として、その辺の無知な部分がございまして、大変申し訳ございませんでした。

このたびの質問の中で、この身体障がい者補助犬、それとそれに関わる法律についても勉強させていただいたところでございましたけれども、町でつくっております周知の部分の訂正、改正という部分にちょっと主眼を置いてしまったものですから、このような答弁になってしまったところをお詫び申し上げたいと存じます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくをお願いします。

それで、今町が早急にやらなければならないことは、これに関して、何だと考えていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

3種類ございます補助犬、これの周知でございますけれども、これは行政機関の施設のみならず、今まで努力義務であった民間の施設につきましても、これが令和6年までに義務ということになるということでございますので、それを踏まえた周知をしなければならないと踏まえております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 これ、身体障がい者補助犬法なのですが、その8条では公共事業者と、9条では不特定多数の者が利用する施設を管理する者と、一つ一つ具体的に、7条は国等です、地方公共団体や独立行政法人というようなものを含んで、そこは特別の例外に該当する以外は受け入れなければならない、拒否してはならないという規定がありますよね。前から福祉関係の会議や、あるいは議会でも、補助犬マークと言われるものを厚労省が出しているのです。これを町内でつかったらどうかという話は随分出ているわけです。議会でも私言った記憶がありますけれども。その都度、それは議会だけではなく

て、いろいろな福祉関係の会議でもそうなのですから、今、商工会と検討しています、何年たっても同じ答弁なのです。これ、やっているのですか、そういう検討を。そして、これをつかってくれと、最初の頃とちょっと図案が変わってきたり、統一するためにいろいろあったりしたようではありますが、趣旨は同じです。飲食店で言うなら、私の店は補助犬を何も理解して受け入れていますから心配しないでくださいというマークです。このマークが貼っていなかったら拒否できるという意味では全くないですから。こういうものを皆さんで店頭で貼っていただくということは、そういう盲導犬や聴導犬、介助犬、盲導犬以外は非常に珍しいのですが、そういうものを使っている人だけでなく、それを見た人みんなが、この町はこういうことにきちんと対処して、障がい者を温かく迎え入れる町なのだなということにもなるのですけれども、やってはどうかということ何回か提唱しているのですが、それに関して、何らかの動きを厚岸町は今までしているのでしょうか。何年も同じ話が出てくると、その場限りの口先だけなのかなという疑いを持ってしまうのです。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

商工会との協議につきましては、年に一度、会議の場がございますので、そこでお話はしておりますが、しかし、そのお話をしていると申しますのは、過去にはヘルプマークの周知のことですとか、あと、今後は町の職員向けに持っていたマニュアルを民間事業者向けに改訂して、それを周知させていただくとかというようなお話をしてまいりました。ただ、抜けておりましたのは、盲導犬、補助犬に関するステッカーの配布ですとか、その周知につきましては、協議していなかったということが事実でございますので、早急な対応を図らせていただきたいと思いますと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 こういうものが町にどこでも見られるようになると、町民の理解はぐんと増えると思います。これの説明等については、厚労省のホームページで詳しくありますので、私が今ここで、いちいち読み上げる必要はないと。どうだ、こういうもの貼らないかと、私、個人的に言ったこともあります。そうしたら、同じようなものがホームページにも載っていました。言うとなされる。それから、盲導犬を連れて入ろうとして断った人に聞いた。そうしたら、まず、補助犬というものの、そのものを知らない。制度の無理解。ただの犬だろう、ペットのように連れて、店に入るのは断っているのだ。犬を拒否したので、障がい者を拒否したわけではない。それから、私はいいのだけれども、お客さんが嫌がるのではないかと。こういう断りの口上が非常に多いということです。これらを、そうではないよと言うためには、やはり補助犬というものの制度、それから補助犬というものが仕事をする障がい者のパートナーであって、いわゆる犬ではないのだということ、それをやはりきちんと理解してもらいたいことだと思うのです。それで、そのための広報というものに力を入れていただきたい。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、補助犬に対する周知、啓発にじっくりと取り組んでまいりたいと考えております。なお、付け加えさせていただきますと、今予定しているのは、12月の広報あつけしに、補助犬に限ったものではございませんけれども、町内の障がいに関する事業ですとか、そういうものも含めて、まずは周知に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました9名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第62号 教育委員会教育長の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第62号「教育委員会委員長の任命に対する同意を求めることについて」その提案内容をご説明いたします。

本年10月27日をもって任期が満了する酒井裕之厚岸町教育委員会教育長の後任として、滝川敦善氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案書22ページをご覧ください。

住所、白糠郡白糠町西2条南3丁目1の2教員住宅S1。

氏名、滝川敦善。

生年月日、昭和39年5月23日。

性別、男。

職業、地方公務員であります。

滝川氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

また、任期は同法第5条第1項の規定により、本年10月28日から令和7年10月27日までの3年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第63号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狹町長） ただいま上程いただきました、議案第63号「教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて」その提案内容をご説明いたします。

現在、厚岸町では地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち、森脇直美委員の任期が本年11月30日をもって満了いたします。つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書24ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地。

氏名、森脇直美。

生年月日、昭和47年11月5日。

性別、女。

職業、無職であります。

また、森脇氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので、参考にご供してください。

なお、任期は同法第5条第1項の規定により、本年12月1日から4年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるよう、お願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第64号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第64号「損害賠償の額を定めることについて」その提案内容をご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町片無去666番地、特定非営利活動法人のんき村であります。

2、事故の概要であります。令和4年5月9日午前9時頃、筑紫恋道路において建設課土木作業員が職務上町有車両を後退した際、後方確認を怠ったため停車していた相手方の車両に衝突し、当該相手方車両の前方部を損傷させた事故であります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額であります。21万3,376円であります。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく反省しているところであります。幸いにしてけが人はありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、簡単なお説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第65号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第65号「損害賠償の額を定めることについて」その提案内容をご説明申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、川上郡弟子屈町美里3丁目8番地1号、釧路北部消防事務組合であります。

2、事故の概要であります。令和4年6月22日午前9時45分頃、釧路町公民館駐車場において建設課職員が職務上町有車両を駐車するため前進させた際、駐車していた相手方の車両に誤って接触し、当該相手方車両の後方右側と町有車両の前方左側を損傷した事故であります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額であります。8万993円です。

議案第64号の繰り返しになりますが、安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく反省しているところであります。幸いにしつてけが人はありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、簡単なお説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 先ほどの議案64号もそうですけれども、この議案65号についても100%ですから全く不注意なのですよね。それで、見たら、説明した課長の建設課なのです。ですから、特に今回以外でもそうですけれども、それぞれやはり責任者ですから、十分気をつけていただくように指導をお願いします。答弁いいです。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第7、議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました、議案第66号「財産の取得について」その提案理由をご説明申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場で牧草収穫時の農業機械の牽引用として、また、舎外作業及び夏季放牧作業時に使用するトラクターであります。

これは、町営牧場の運営の効率化を図ろうと、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、トラクター、1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。

4の取得価格は、1,723万7,000円であります。

5の契約の相手方は、札幌市中央区北1条西13丁目4番地、日本ニューホランド株式会社であります。

議案書29ページをご覧ください。

参考につきましては、記載のとおりで、型式図につきましては、30ページの説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして、7月11日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、議案第67号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました、議案第67号「財産の取得について」その提案理由をご説明申し上げます。

議案書31ページをお開きください。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場で牧草の刈り払い作業に使用するフロント・バタフライモア一式であります。

これは、町営牧場の運営の効率化を図ろうと、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります。1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、フロント・バタフライモア、一式であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。

4の取得価格は、621万5,000円であります。

5の契約の相手方は、札幌市中央区北1条西13丁目4番地、日本ニューホランド株式会社であります。

議案書32ページをお開きください。

参考につきましては、記載のとおりで、型式図につきましては、33ページの説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして、7月11日に執行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第9、議案第68号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました、議案第68号「財産の取得について」その提案理由をご説明申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場で主に牧草地への堆肥散布に使用するプッシュワゴンであります。

これは、町営牧場の運営の効率化を図ろうと、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、プッシュワゴン、1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。

4の取得価格は、1,078万円であります。

5の契約の相手方は、札幌市中央区北1条西13丁目4番地、日本ニューホランド株式会社であります。

議案書35ページをお開きください。

参考につきましては、記載のとおりで、型式図につきましては、36ページの説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして、7月11日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第69号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました、議案第69号「財産の取得について」その提案理由をご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場で主に牛舎における除ふん作業や飼料給与に使用するホイールローダであります。

これは、町営牧場の運営の効率化を図ろうと、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、ホイールローダ、1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によります指名競争入札であります。

4の取得価格は、767万8,000円であります。

5の契約の相手方は、東京都千代田区内幸町1丁目2番2号、日本キャタピラー合同会社であります。

議案書38ページをお開きください。

参考につきましては、記載のとおりで、型式図につきましては、39ページの説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして、7月11日に執行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い

申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5 番、南谷議員。

- 南谷議員 ホイールローダ 1 台の購入なのですが、令和 4 年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で購入をされます。前のほうの議案でも同じように、若干絡みますので、お許しをいただきたいと思います。ここでまとめてやりますので。

ホイールローダなのですが、当初予算計上では、予算書、それから 3 カ年の実績、3 カ年計画、それから今まで議員のほうに配付された書類の中では、6 機種で 5,860 万円と手数料、損害保険料合わせて 14 万 8,000 円、合計で 5,874 万 8,000 円の計上となっております。総体額が、事業費が。それをそれぞれ今、議会の議決がいるものを上程されたと理解をさせていただきました。議案書いただいてから、当初予算幾らなのだろうと、このホイールローダのそれぞれ、確認したのですが、どこにも載っていないのです。まとめて 5,860 万円なのです。三つの書類調べ直したのですが、改めて伺いますが、この分のホイールローダの当初の予算は幾らだったのでしょうか。

- 議長（堀議員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

当初予算におきましては、今おっしゃられたとおり、機械類を 6 台分、細かい何を飼うということではなく、総額で 5,860 万円ということで議決をいただいたところでございます。

その予算を上程する段階の積み上げの段階では、ご質問のホイールローダにつきましては、税込み価格で 760 万円ということになってございます。

- 議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

- 南谷議員 当初予算が 760 万円だったと。指名競争入札結果、資料いただきました。4 ページなのです、この資料の。これを見ていただきたいのですが、この資料、大変親切な資料なのですが、非常に分かりにくい。計算機たたけばすぐ分かることなのだけれども、一番上の落札者、698 万円となっています。これは、入札金額の上に税抜きと書いてあるのです。だから、予算計上では 768 万円で取得をしています、消費税を足さなければならないのです、税込みだと。下のほうの予定価格、一番下、791 万円、これも税抜きなのです。議案書、計画書は税込みなのです。ですから、今後、こういう資料は、やはり入札のルール上こうなっているのでしょうけれども、どこかに税抜き数字も書いてもらわないと、1 回 1 回計算機たたかないときちんと比較しにくいのです、はっきり言って。この資料が悪いと言っているわけではないのです。足してほしい、見やすいものに一つ検討してほしいと、今後資料を提出する場合に。議会のほうにせっかくくれるのだから、片一方は予算計上は、計算機たたけばいい、そういうことだ

と思うのですけれども、せっかく出すのですから、分かりやすいものにしていただきたい。検討していただきたい。

そこでお尋ねをさせていただくのですが、予定価格なのです。一番下の予定価格、79万1,000円計上なのですけれども、税抜きです。税込みですと870万1,000円となります。870万1,000円、ただいま当初予算が760万円とおっしゃられました。そうしますと、大きく乖離しているのです、当初予算と。予定価格が、100万円違うのです。110万円くらい違うはずですよ。どういうことなのだろうかと。当初予算で想定しているものと予定価格がアップしてる、そのことについてはどこにも報告がないのです、我々には。この辺の事情について、説明をしてください。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

まず、110万1,000円の乖離が発生しているということであると思います。これは、令和4年度予算の編成につきましては、令和3年の11月以降に準備を始めまして、予算編成に向けて、その段階での参考見積を徴収いたしまして、その段階の数字を使ったのがまずスタートでございます。それと、予算を執行するに当たりまして、4月から6月にかけて実際に入札の案内をするために、改めて直近の参考見積書を徴収することになりますが、ご存知のとおり、ウクライナ、ロシアの関係性などによりまして、資材等の運搬、輸入とか、あと資材価格の高騰など、様々な要因があると業者のほうからは伺っておりますが、その直近の数字を基に予定価格を設定し、入札を執行したということでございます。原因としては、世界的な情勢の変化ということが影響しての110万円の予算との乖離が発生したということでご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ただいまの答弁ですと、先に議決して承認したのです、僕も。了承したのですけれども、それらについても、そういう可能性というのはあったと思うのです。たまたま我々は当初予算の各々の数字を知らせていないから分からなかった。全部当初予算のとおりだったのか、入札の結果、今回、7万8,000円出っ張っています。当初予算よりも。7万8,000円は、ほかの一緒に買ったものの中で充当される、そういうことで数字も出てこないから影響ないのしょうけれども、やはり、今日、当初予算の計画で積んできたものと大きく、いざ実施する段階で実施する前にこのような乖離があったら、たまたまある程度の全体の中で収まっているから問題はないのですけれども、万が一出っ張ったらどうするのですか。これ、結果論なのです。やはり、入札する前にお宅らは分かったわけでしょう。事前にある程度のものを調整する段階で予定価格を上げなければならないものがあつた。でも、議会のほうには報告がなかったのです。総産の委員会にもこういう事情なので、こう予定価格を変えるから予算がオーバーするかもしれません、このくらいの話は、私はあってもしかるべきだと思うのです。全くないのです。この辺については、どのように捉えていますか。これは全体の中で収まると判断されたの

でしょうか。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） その内容について、ご説明をさせていただきます。今、69号の、いわゆる議決案件の審議の中でのお話になりますが、それ以外にも、ちょっと説明不足で申し訳ありません。追加で説明させていただきますと、実は当初予算の計上に当たりましては、先程から上程させていただきました66号、67号、68号、69号と議決案件に当たる部分は4台というもののほかに、金額的に議決案件にならないものが1台、それと当初はさらにもう一つ農業機械を予定しておりましたが、先ほど来申し上げております世界情勢の影響を受けまして、予算編成時には購入が可能ということで、各社参考見積をいただいておりますが、その後、この6台中、1台につきましては、実は700万なにかしという予定でしておりましたけれども、この部分が実際どの会社も納入が不可能という情報がありましたので、結果的には5台ということになった、その部分がまず、オーバーしている分を見込めるという状況になりました。

今、議員おっしゃられた部分で、当初予算の中では細かく、今の言ったような6台についての説明は私どもからもしておりませんし、そちらも伝わっていないということは事実だと思います。ただ、予算上の中でやりくりができたということもございまして、逆に、今オーバーした場合はどうするのだということですが、それにつきましては、やはり議会とのやり取りの中で、例えば当初予算編成もしかりですけれども、説明をしていたものが大きく変わる場合、それについて、オーバーする場合は当然補正予算という形で、あまりにも説明と大きく乖離する部分につきましては、当然、関係する委員会もしくは議員の皆様には報告は今までどおりさせていただきたいと、そういう考えでございまして、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。5番、南谷議員。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第70号 財産の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第70号「財産の処分について」提案理由をご説明申し上げます。

本件の町有地については、ウイスキー蒸留事業を目的に普通財産の貸付をしておりました堅展実業株式会社から、この町有地を買い取りいたしたい旨、申し出があり、町有地売却による用地の処分に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の40ページをご覧ください。

1として、財産の種類は、土地であります。

2として、所在地は、別紙41ページのとおり、厚岸町宮園4丁目109番2ほか3筆であります。

3として、面積は、8,327.19平方メートルであります。

4として、処分の方法は、地方自治法施行令第167条の2台1項第2号による随意契約。

5として、処分価格は、金2,498万1,570円。

6として、契約の相手方は、東京都千代田区内幸町1丁目1番1号、堅展実業株式会社であります。

なお、処分予定の土地の詳細は、42ページから44ページの説明資料のとおりであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第12、議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第71号「工事請負契約の締結について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。

議案第71号、工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

床潭末広間道路は、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また地域住民の生活道路としてなくてはならない重要な幹線道路であります。急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状況にあり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度改良舗装工事や地滑り対策工事の事業を継続しております。

今年度は、末広終点側の道路拡幅に伴う道路改良と擁壁新設を行うものです。

契約内容について、ご説明申し上げます。

1、工事名、床潭末広間道路5工区擁壁新設及び道路改良工事。

2、工事場所、厚岸町末広。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7社の参加によるものです。

4、請負金額は、7,975万円。

5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

46ページには参考といたしまして工事概要などを記載しております。

47ページから49ページは、位置図、平面図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、8月25日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 いよいよ工事の終点、末広入口側の道路整備が始まります。工事の完成を期待しており、本案の議決に賛成するものでありますけれども、工事の施行に当たり、2点ほど留意していただきたいことがございます。

48ページの図面を見ていただきたいのですが、この工事に当たって留意していただきたい点は、まず、一つ目は終点というのですか、末広の入口に入る交差点でございます。この交差点、末広から末広のほうに下がる道路なのですけれども、床潭側のほうから来ると、非常にあの角が、元々の道路が狭いのですけれども、山に向かって上がる道路はずっと上がれるのですけれども、非常にこの交差点の角が危険であります。そして、勾配もきついものがございます。さらにはもう1か所なのですけれども、それから

少し山に上ったところに民家1軒がございまして、ここに下がる取付道路があります。ここも同じような状況にございます。この2か所について、道路を改修するわけですから、末広に入る道路、それから民家に入る道路、ですけれども、交差点、普段使うのに冬場車でそれぞれ動くわけにございますから、取付道路からまっすぐ上がれる場合はいいのですけれども、左右に振っていくときには下りるときもそうなのですけれども、非常に勾配がきつい、この辺については、やはり設計をする段階で十分留意をされて、冬場も滑るような状況の中で舗装するとますますきちんとならざるから、少しでも幅を、口を広くするとか、いろいろ配慮があろうと思います。この辺については、地域の住民の声をしっかり反映して、しっかり工事をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、ご質問のあった1箇所目、末広へ向かう入口付近の交差点の部分であります。ご質問者おっしゃるとおり、ちょっと鋭角な角度での交差点に現在なっておりますが、このたびの工事におきましては、この鋭角なカーブを少し緩やかな構造に変えるということで、現在計画しているところであります。

それから、2箇所目の末広側の取付道路、ここにも民家がございまして、その取付もさらに鋭角な角度で取付道路が現在あります。こちらにつきましても、可能な限り緩やかなカーブになるよう、現在設計しておりまして、今の状態よりはかなり出入りに関しては安全は保たれるのかなと考えております。

また、どちらの勾配も若干急なのはありますのですけれども、一つ目のご質問の箇所については、勾配は既存のままで今計画しておりますが、床潭よりの取付に関しては、現在起伏の激しい坂道、下り坂になっておりますが、今度は一定の勾配を保った状態で取付道路を再度整備するということになってございますので、現在よりは通行がしやすくなるものと考えております。

ただ、どうしても工事期間中、ここを通行する方には多少のご不便かける時期もあるかと思いますが、最終的にはきちんと整備をしていきたいということと、工事に際しましては、近隣住民の方とよくお話をし、工事時期とかも含めて協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第13、議案第72号 令和3年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第72号「令和3年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の50ページをお開き願います。

この提案は、令和3年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法台32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、処分の内容についてであります。令和3年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金6,444万9,306円のうち、3,924万7,873円を資本金に組み入れ、残余の2,520万1,433円を収益的収支に不足が生じた場合あるいは災害や突発的な施設修理など緊急的な対応が必要となった場合、それに備え、繰り越すものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

休憩といたします。

再開を午後3時30分といたします。

午後2時53分休憩

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第14、議案第73号 厚岸町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第73号「厚岸町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本町の年末年始の休日については、厚岸町の休日を定める条例第1条第1項第3号の規定に基づき、国民の祝日に当たる1月1日を除いた12月31日から翌年の1月15日までの日としております。

一方、国や北海道、道内の多くの市町村等が加入する一部事務組合のほか、道内の市の多くは12月29日から翌年の1月3日までの日を年末年始の休日としており、道内の町村においても当該期間に合わせる動きが増えてきており、行政機関の間で違いが生じているため、住民利用に支障を来している状況であります。

また、国や北海道などと年末年始の休日の期間が異なることで、各種の問い合わせや書類のやり取りなどにも支障が生じているため、この期間を合わせることで円滑な行政事務の執行と事務負担の軽減のほか、住民サービスの利便性の向上が図られます。

このような状況を踏まえ、去る7月28日に開催された釧路町村長会議において、今年度から釧路管内の全ての町村において、年末年始の休日の期間を国民の祝日に当たる1月1日を除いた12月29日から翌年の1月3日までの日に統一して変更することで方針が決定されたことから、本町においても必要な例規整備を行うため、厚岸町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を制定するものであります。

また、このたびの条例改正は、改正しようとする条例が六つの条例に及ぶことと、いずれも本町の年末年始の休日の変更に伴うことであることから、条例の題名を厚岸町の年末年始の休日を定める条例等の一部を改正する条例とし、本則を6条立ての構成で、厚岸町の休日を定める条例の一部改正のほか、五つの条例の一部改正として改める物であり、あらかじめご了承くださいと存じます。

なお、改正内容の説明については、議案第73号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、別に議案第73号参考資料の地方自治法関係条文抜粋を配付しておりますので、合わせてご参照願います。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、厚岸町の休日を定める条例の一部改正であります。

町の年末年始の休日について規定している第3条第1項第3号の改正は、当該休日の期間について、現行の「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1

月 3 日」までに改めるものであります。

第 2 条は、厚岸町デマンドバス条例の一部改正であります。

デマンドバスの運行について規定している第 3 条第 3 項の改正は、国民の祝日に関する法律の略称規定を追加するものと、デマンドバスの運行日から除く年末年始の期間について、現行の「12月31日から翌年の 1 月 5 日までの日」を国民の祝日に当たる 1 月 1 日を除いた「12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日」に改めるものであります。

第 3 条は、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

職員の休日について規定している第10条の改正は、本町職員の年末年始の休日の期間について、現行の「12月31日から翌年の 1 月 5 日まで」を「12月29日から翌年の 1 月 3 日まで」に改めるものであります。

なお、この改正の内容については、令和 4 年 6 月14日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年 7 月 4 日付け文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

1 ページ下段から 2 ページになります。

第 4 条は、厚岸町生活改善センター条例の一部改正であります。

生活改善センターの休館日について規定している第 6 条第 2 号の改正は、当該施設の年末年始の休館日の期間について、現行の「12月31日から翌年の 1 月 5 日まで」を「12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日」に改めるものであります。

第 5 条は、厚岸町スクールバス条例の一部改正であります。

スクールバスを住民利用する者の予約について規定している第 4 条第 3 項の改正は、国民の祝日に関する法律の略称規定を追加するものと、住民利用をする者の予約日から除く年末年始の期間について、現行の「12月31日から翌年の 1 月 5 日までの日」を国民の祝日に当たる 1 月 1 日を除いた「12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日」に改めるものであります。

第 6 条は、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

町立厚岸病院の外来患者の休診日について規定している第 8 条第 2 項の改正は、国民の休日に関する法律の略称規定を追加するものと、当該外来患者の年末年始の休診日の期間について、現行の「12月31日から翌年の 1 月 5 日までの日」を国民の祝日に当たる 1 月 1 日を除いた「12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日」に改め、合わせて字句を整理するものであります。

議案書52ページをご覧ください。

附則であります。

この条例の施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものであります。

これにより、今年度の年末年始から変更後の年末年始の休日の期間が適用されることとなります。

なお、この改正についての町民への周知につきましては、広報あつけし10月号のほか、町ホームページや I P 告知情報端末で行い、関係機関に対しては文書によりお知らせをする予定であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 今回の確認ですが、デマンドバスの関係について。4 日の日に利用したいと。いわゆる29日から3日まで休みですので、4日に利用したいという場合は、29日以前に、12月29日以前に連絡をすれば4日に対応できるという考え方でいいのでしょうかということです。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

1月4日利用ということでございますが、29日からお休みとなりますので、28日の日までにご予約をいただきたいということでございます。28日の4時までにご予約をしていただくということになります。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第15、議案第74号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第74号「厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

人事院は、昨年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員における男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めることと、妊娠、出産、育児等と仕事の両立のため、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の

改正についての意見の申し出を行いました。

このうち、国家公務員の育児休業の取得回数制限の緩和と、国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和をすることについて、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年10月1日施行となり、同日施行で必要な人事院規則の改正も行われることとされています。

地方公務員についても、国家公務員と同様の緩和を行うため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年10月1日施行となり、同日施行で各地方公共団体においても、必要な条例、規則等の整備を行うことが求められています。

このたびの厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと、及び地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国家公務員の措置との均衡を踏まえることとされていることを踏まえ、国家公務員に合わせ、本町職員の育児休業の取得回数制限の緩和と、本町の非常勤職員である会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和をするため制定するものであります。

続きまして、改正条文の説明をいたします。

条例の改正内容については、別に配付しております議案第74号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

また、議案参考資料として、地方公務員の育児休業等に関する法律の抜粋を配付しておりますので、合わせてご参照願います。

新旧対照表1ページをご覧ください。

はじめに、第2条第4号の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること、及び引き続いて任命権者を同じくする職員に採用されないことが明らかでないとの要件について、国家公務員に準じ、子の出生後8週間以内に育児休業を使用とする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までと緩和するものであります。

この改正により、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得する際の任期の要件が短くなり、取得しやすくなるものであります。

新旧対照表2ページをご覧ください。

次に、第2条の3第3号の改正は、非常勤職員が子が1歳以上、1歳6か月に達する日までの育児休業を取得することができる場合について、国家公務員に準じ、夫婦交代での取得や町長が定める特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものであります。

この改正により、非常勤職員が子が1歳以上、1歳6か月未満の期間の途中で夫婦交代で育児休業を取得することが可能となります。

新旧対照表3ページをご覧ください。

次に、第2条の4の改正は、非常勤職員が子が1歳6か月以上、2歳に達する日までの育児休業を取得することができる場合について、国家公務員に準じ、夫婦交代での取

得や町長が定める特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものであります。

この改正により、非常勤職員が子が1歳6か月以上、2歳未満の期間の途中で夫婦交代で育児休業を取得することが可能となります。

次に、第2条の5については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定が不要となることから削るものであります。

次に、第3条第5号については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、職員の育児休業の取得回数制限が緩和され、特別の事情に関わらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになり、これまで再度の取得の際に必要としていた育児休業等計画書による申し出の必要がなくなったため、再度の育児休業の取得に関わる条例で定める特別の事情から削るものであります。

次に、新旧対照表3ページ下段から4ページにかけまして、第3条第6号及び第7号については、第5条を削ることに伴う号の繰上であります。

次に、第3条第8号については、第5号を削ることに伴い、号を繰り上げるとともに、再度の育児休業の取得に関わる条例で定める特別の事情のうち、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新または引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日または引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業をすることができるとするものの対象について、非常勤職員に加えて任期付き職員を加えるものであります。

次に、新たに加える第3条の2については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、改正後の同法第2条第1項第1号の規定に基づき、子の出生の日から人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を定めるもので、当該期間を国家公務員と同様の57日間とするものであります。

このことにより、子の出生後8週間以内に育児休業を取得することができる回数について、現行の1回から2回まで取得することができるようになるものです。

次に、第10条の改正は、字句の整理を行うとともに、第3条第5号で規定していた育児休業等計画書を削ることに伴い、第10条第6号で規定している「育児休業等計画書」の名称を「育児短期間勤務計画書」に改めるものであります。

続いて、この条例の附則であります。議案書56ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

附則第2項は、育児休業等計画書に関する経過措置で、この条例により、第3条第5号に定める育児休業等計画書に関する規定を削ること、及び第10条第6号に定める育児休業等計画書を育児短期間勤務計画書に改めることに伴い、この条例の施行の日であります令和4年10月1日より前に育児休業等計画書を提出した職員に対する、これら削る規定及び改める規定の適用については、なお従前の例によることを定めるものであります。

なお、この改正の内容については、令和4年7月1日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年7月26日付け文書により合意をする旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく

お願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第16、議案第75号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第75号「厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書57ページをお開き願います。

議案第75号、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

令和3年6月11日に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高齢者医療確保法が改正され、令和4年10月1日に施行されることに伴い、後期高齢者医療の被保険者が医療機関等にかかった際に支払う一部負担金、いわゆる窓口負担が現役並取得者以外の被保険者で、所得が一定以上ある被保険者については、現行の1割から2割に引き上げることとなります。

このため、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成の対象となる方で、これまで医療費助成の受給者証の交付を受け取ることができなかった後期高齢者医療の被保険者で、窓口負担が1割であった方のうち、このたびの高齢者医療確保法の改正により、課税世帯に属し、窓口負担が2割となる方について、医療費助成の受給者証を公布し、助成を行うことで、実質的な窓口負担を1割にするためと、合わせて字句の整理をするため、本条例を制定するものであります。

改正内容につきましては、別に配付しております議案第75号説明資料、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

表により行わせていただきますが、併せて、議案第75号参考資料1、医療費助成制度の内容及び議案第75号参考資料2、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第3条は、医療費助成の対象に関する規定で、各号では助成の対象外となる者について規定しておりますが、このうち65歳以上で重度心身障害者の医療費助成の対象外となる者について規定している第3号ウの改正は、字句の整理と規定中運用している高齢者医療確保法が改正されたことにより、助成の対象外となる者から除くものに後期高齢者医療の被保険者で医療費機関等にかかった際の窓口負担が2割となるものを追加するものであります。

また、後期高齢者医療を除く医療保険各法の被保険者の場合で、重度心身障害者の医療費助成の対象外となる者について規定している第3号エの改正は、高齢者医療確保法が改正されたことにより、規定の整理をするもので、非課税世帯の者並びに高齢者医療確保法の医療給付と同等の給付で、窓口負担割合が2割及び3割以外の者について、その給付を受けられる間は助成の対象外とするものであります。

次に、新たに加える第4号オは、高齢者医療確保法が改正されたことにより、後期高齢者医療の被保険者の場合で、ひとり親家庭等の医療費助成の対象外となる者について定めるもので、非課税世帯の者並びに窓口負担割合が2割と3割の者以外の者を対象外とするものであります。

また、同じく新たに加える第4号カは、高齢者医療確保法が改正されたことにより、後期高齢者医療を除く医療保険各法の被保険者の場合に、ひとり親家庭等の医療費助成の対象外となる者について定めるもので、非課税世帯の者並びに高齢者医療確保法の医療費給付と同等の給付で、窓口負担割合が2割及び3割の者以外について、その給付を受けられる間は、助成の対象外とするものであります。

なお、このたびの改正に伴い、新たに医療費助成を受け取ることが可能となる方は、現時点では重度心身障害者医療費助成費対象者の5人となっており、影響額は昨年の医療費で推計した場合、約26万円の増額となる見込みです。

なお、増額分につきましては、2分の1が北海道から北海道医療給付事業補助金として交付され、残りの2分の1は町の負担となります。

議案書58ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第17、議案第76号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、議案第76号「町税条例等の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

議案書59ページをお開きください。

令和4年度の税制改正については、国は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税施行令等の一部を改正する政令等を令和4年4月31日に公布し、原則として4月1日から施行しました。

この法律が施行されることに伴い、令和4年度の町税の課税事務執行上、令和4年4月1日に施行しなければならない部分に関しましては、先の第2回臨時会において、町税条例の一部を改正する条例として専決処分により報告し、ご承諾をいただいているところでございますが、それ以外の令和4年度の地方税制改正で、令和5年1月1日以降に施行するものについて、本定例会に提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第76号説明資料の新旧対照表により行いますが、主な改正内容といたしましては、固定資産税にかかる登記書から市町村への通知事項の拡大等に伴う所要の措置、上場株式等の配当所得等にかかる課税方式を所得税と住民税で一致させる措置、個人住民税における合計所得金額にかかる規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の延長に伴う措置などであります。

それでは、議案第76号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

この議案は、町税条例の一部を改正する条例と町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の2条で構成しております。

1 ページ、1 条は、町税条例の一部改正であります。

第11条の4は、納税証明の交付手数料において、納税証明書の交付を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載する措置を講ずる改正であります。

第27条は、所得割の課税標準において、特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得の課税方式を所得税と住民税で一致させる措置を講ずるために、確定申告の記載内容と同様の課税方式を個人住民税に適用する改正であります。

第28条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除において、総合課税または

分離課税がある場合の特定配当等の個人住民税特別徴収税額の税額控除の課税方式を所得税と住民税で一致させる措置を講ずるために、確定申告書の記載内容によって適用する改正であります。

第29条の3は、町民税の申告において、住民税申告義務が免除されている公的年金等受給者について、源泉控除対象配偶者の要件を明確化する改正及び地方税法施行規則の改正に伴う引用項番号の変更であります。

第29条の4は、所得税にかかる構成または決定事項の申告義務において、地方税法の改正に合わせて字句の整理を行ったものであります。

第29条の4の2は、個人の町民税にかかる給与所得者の扶養申告書において、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に配偶者の氏名の記載を追加する改正及び2号の新設に伴う号の繰り下げであります。

第29条の4の3は、個人の町民税にかかる公的年金等受給者の扶養親族申告書において、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、記載事項に特定配偶者の氏名等の記載を追加する改正及び2号の新設による号の繰り下げであります。

59条の2及び59条の3は、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載する措置を講ずる改正であります。

附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の見直しで、入居期限を4年間延長するなどの改正であります。

附則第16条の3は、上場株式等にかかる配当所得等にかかる町民税の課税の特例において、個人住民税が特別徴収されている上場株式等にかかる配当所得等の課税方式を所得税と住民税で一致させる措置を講じるために、所得税で分離課税を選択した場合に限り、住民税においても分離課税を適用する改正であります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例において、地方税法の改正に伴う引用条項の削除に伴う改正であります。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例において、特例適用利子等にかかる所得の課税方式を所得税と住民税で一致させる措置を講じるために、所得税で分離課税を選択した場合に限り、住民税申告においても分離課税を適用する改正であります。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約配当等にかかる個人の町民税の課税の特例において、条約適用利子等にかかる所得の課税方式を所得税と住民税で一致させる措置を講じるために、確定申告書の記載によってのみ行うとする改正であります。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等にかかる寄附金税額控除の特例において、附則第25条が削られることによる条文中の法の略称を削除する改正であります。

附則第25条は、附則第7条の3の2の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等にかかる住宅借入金等特別税額控除の特例が包含されることにより、条項を削る改正であります。

次に、第2条町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

この改正は、令和4年第4回定例会において可決されました町税条例の一部を改正す

る条例を改めるものであります。

第29条の4の3は、町民税の申告において、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、扶養親族の記載に年齢16歳未満以外の扶養親族で退職所得を有する者を追加する改正であります。

附則第2条は、町民税に関する経過措置において、規定の整備であります。

議案書にお戻りいただき、62ページをお開き願います。

附則であります。

第1条は、施行期日で、この条例は、令和5年1月1日から施行し、ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとするものであります。

第1号は、令和6年1月1日から施行するものとし、第1条中町税条例第27条第4項及び第6項、第28条の9第1項及び第2項、第29条の3第1項ただし書及び第2項並びに第29条の4第2項及び第3項の改正規定並びに同条附則第16条の2第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条の町税条例の一部を改正する条例の附則第2条第2項の改正規定にかかる部分並びに附則第3条第3項の規定としております。

2号は、民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものとして、第1条中町税条例第11条の4、第59条の2及び第59条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定としております。

なお、この民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日は、令和3年12月17日に公布されました民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令において、令和6年4月1日とされております。

第2条は、納税証明に関する経過措置で、第1条の規定による改正後の町税条例第11条の4の規定で、地方税法第382条の4にかかる部分は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以降にされる納税証明書について適用するものであります。

第3条は、町民税に関する経過措置で、第1項は個人の町民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書の規定について、第2項は個人の町民税にかかる公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定について、改正後の規定は、この条例の施行日以降に支払を受ける給与及び公的年金等について提出する申告書について適用し、改正前の条例の規定による申告書については、なお従前の例によるものであります。

第3項は、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中、個人の町民税にかかる部分は、令和6年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものであります。

第4条は、固定資産税に関する経過措置で、第1項は固定資産台帳の閲覧について、第2項は固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書についてで、改正後の規定は、この条例の施行日以降の固定資産税台帳の閲覧及び証明書の交付について適用するものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第76号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承諾いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第18、議案第77号 厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

スポーツ課長。

- スポーツ課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第77号「厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

厚岸町多目的屋内スポーツ施設は、屋内で野球などのスポーツができる施設であることから、雨天時及び冬期間に多くの町民に利用いただくことで、町民の運動不足の解消が図られ、また、町外のスポーツ団体などに幅広く施設の情報を発信し、町民がより高い競技レベルと接することができるよう、スポーツ合宿の誘致を図ることを目的とし、令和3年度に実施設計を行い、本年度建設工事を進めているもので、本年12月9日までに完成をし、翌年1月1日から多目的屋内スポーツ施設として供用開始できることとなります。

このため、本条例を制定し、この多目的屋内スポーツ施設にかかる名称及び位置、管理の方法、施設の料金等について規定し、令和5年1月から利用していただくこととするものであります。

議案書64ページをお開き願います。

厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例であります。

第1条は、設置について定めるもので、町民の心身の健全な育成と健康の増進及び生活文化の向上に寄与するため、厚岸町多目的屋内スポーツ施設を設置するとするものであります。

第2条は、名称及び位置について定めるもので、多目的施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称を厚岸町多目的屋内スポーツ施設。

位置を厚岸町宮園3丁目8番地とするものであります。

第3条は、事業について定めるもので、多目的施設は第1条の設置目的を達成するた

めに、次に掲げる事業を実施する。

第1号は、多目的施設の施設及び器材の提供に関する事。

第2号は、多目的施設を利用して行うスポーツ及びレクリエーションの指導に関する事。

第3号は、町民の健康と体力の増進及び生活文化の向上に関する事。

第4号は、スポーツ団体の育成に関する事。

第5号は、スポーツ及びレクリエーションの指導者の育成に関する事。

第6号は、その他生涯スポーツの振興に関する事とするものでござい。

第4条は、職員について定めるもので、多目的施設に必要な職員を置くことができるとするものであります。

次に、65ページ。

第5条は、使用の許可について定めるもので、第1項には多目的施設を使用しようとする者は、あらかじめ厚岸町教育委員会の許可を受けなければならない。

第2項、教育委員会は、管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付し、またはこれを変更することができるとするものであります。

第6条は、使用の制限について定めるもので、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的施設の使用を許可せず、または使用させないとして、第1号は、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

第2号は、多目的施設の建物、附属設備備品等をき損するおそれがあると認められるとき。

第3号は、管理運営上支障があると求められるときとするものであります。

第7条は、使用許可の取消等について定めるもので、第1項では、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を中止させることができるとして、第1号は、不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。

第2号は、使用の目的以外に使用したとき。

第3号は、第5条第2項の規定により付され、または変更された条件に違反したとき。

第4号は、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

第5号は、管理運営上支障があると認められるとき。

第2項では、前項の場合において、第5条第1項の規定により、使用の許可を受けた者に損害があっても、教育委員会は、その責めを負わないとするものであります。

第8条は、転貸等の禁止について定めるもので、使用者はその権利を他に譲渡し、または転貸してはならないとするものであります。

第9条は、66ページにまたがりますが、使用料について定めるもので、第1項では、使用者は、別表により算定した額、別表は後ほど説明いたします、（その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとす。）の使用料を前納しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用后に納付することができる。

第2項では、町長は公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができるとするものであります。

第10条は、使用料の還付について定めるもので、既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができるとするものでございます。

第11条は、特別の設備等の許可について定めるもので、使用者は特別の設備をし、または建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならないとするものであります。

第12条は、使用者の責務について定めるもので、第1項では、使用者は、その使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。第7条第1項の規定により、使用の許可を取り消され、または使用を停止もしくは中止されたときも同様とする。

第2項では、使用者が前項の責務を履行しないときは、教育委員会が代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とするとするものであります。

第13条は、損害賠償について定めるもので、使用者は建物等をき損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとするものであります。

第14条は、委任規定で、この条例の施行に監視必要な事項は、教育委員会規則で定めるとするものであります。

次に、別表、施設使用料であります。

上段の時間区分を9時から21時までの各2時間の時間帯とし、使用区分ごとに使用料を規定したものであります。

個人使用欄中、小学生、中学生は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり20円、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり30円、6か月使用できる使用券は330円。高校生は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり30円、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり50円、6か月使用できる使用券は550円。

67ページ、一般は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり50円、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり70円、6か月使用できる使用券は770円。団体使用は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり1,100円、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり1,650円とするものであります。

摘要欄ですが、第1号は、使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間使用をしたものとみなす。

第2号は、2以上の時間区分にわたって使用するとき、それぞれの区分により定めた使用料の合計の額をもって施設使用料とする。

第3号は、毎年11月1日から翌年4月30日までの期間の団体使用については、暖房使用料として暖房設備の使用の有無にかかわらず、当該使用料の50%に相当する額を、施設使用料に加算するものとする。

第4号は、町内の団体もしくは個人が入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事または収益を目的として使用する場合は、本表に定める団体使用の額の2倍（町外の団体または個人が入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事または収益を目的とし使用する場合は4倍）の額をもって施設使用料とする規定でございます。

議案書66ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和5年1月1日から施行するものであります。

また、別途、お手元に参考資料①として、別に定める規則案、参考資料②として、年間の使用人数及び使用料見込みを配付しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

以上、大変簡単な説明であります。提案理由の内容の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 この条の中で、帳簿の必要性というものが書かれてなかった、条項の中に。
それと、帳簿の必要性というのは絶対必要ではないかと思えます。これが必要だと思うのであれば、帳簿の保管年数、これらについてもご説明願いたいと思えます。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時24分休憩

午後 4 時24分再開

●議長（堀議員） 再開します。

スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） 申し訳ございません。

帳簿ということでありまして、様式等でよろしいでしょうか。保管。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時25分休憩

午後 4 時26分再開

●議長（堀議員） 再開します。

スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） 申し訳ございません。

まず、様式につきましては、別に配付しております参考資料に、例えば団体の使用であります。5 ページ、規則に団体に関する仕様書というのを出示していただいております。帳簿ということで、規則では具体的にうたっておりませんが、別に集計する書式を用意しております。どの団体が、毎月の集計表みたいな感じで用意しております。個人につきましては、6 ページです。6 ページに使われる方が名前を書

いていただいて、何の種目をやるのかということで、個人の方については、こちらで使用する許可を出して運用をしようと考えております。

あと、全体の人数につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、規則ではうたっておりませんが、集計表という形で人数の管理は行おうと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 普通の民間がやるようなことではないので、やはりきちんとした目的があつてやるわけだし、公税ですよ。ということは、やはり、この帳簿が半年、1 年でなくしても、何のおとがめもないということになってしまうのです。やるほうも、やる側も。それは、やはり条項にきちんと記してもらわないと、誰がいつ管理して、いつまで保管するのだということの記述がないと、これはだめでしょうという話ですよ。お金ですよ。これはきちんと入れたほうがいいと思う。まだ間に合うでしょう。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） すみません。答弁が足りなくて申し訳ございません。

文書の保存につきましては、教育委員会が定める文書規定ということで、5 年間保存するということで、別途、保存しておりますので、この条例にうたわなくても、教育委員会の中の文書保存規定でうたって保存するということで対応いたしますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 何でもそうなのだけれども、一般町民、例えば教育委員会の方々は、そういう教育委員会の中での条項ちゃんと別にあるのだと、決まりが、それは分かる。だけれども、このスポーツ目的の施設条例の制定について、一般町民がこれもらったときに、その部分分からないのです。だから、あるから入れなくていいのだではなくて、これを取ったときに町民もきちんと分かるようにしないとだめではないかと。そこが親切ではないのだ、何でも。入れてだめなものでもないし、ちゃんと入れればいいではないですか。あれ調べて、これ調べてと、いろいろな書類出してやるよりは、入れたほうが簡単ではないですか。町民も分かるし。どうですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 文書の保存年限についてお答えさせていただきたいと思います。

厚岸町の文書につきましては、文書管理規定というのがございまして、その中で文書類目表というのを別に作成しております。その中で、それぞれの文書の保存年限をまとめて定めておりますので、保存年限についてはそこで、今の教育委員会のケースの場合

は5年の保存期間となると記憶しております。

- 議長（堀議員） 休憩します。

午後4時31分休憩

午後4時32分再開

- 議長（堀議員） 再開します。
教育長。

- 教育長（酒井教育長） おっしゃる意図は非常によく分かります。この多目的スポーツ施設のこの条例にのみ、保存年限を入れるべきなのかということ、これだけの問題ではなくて、町の持っているそういった施設関係の条例関係、全部整合性図らなければならない。この施設に関してのみのお答えをさせていただくとすれば、今ここで必ず入れますということにはなりませんので、これは全体の中の整合性を図った上でという回答をさせていただきたいと思います。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。
7番、杉田議員。

- 杉田議員 済みません。単純に簡単なことと言いますか、ぜひ、これ、町民の皆さんにせっかくつくるのですから、親しまれるような施設にさせていただきたいと思いますので、後ほどで結構ですので、愛称ですとかを募集していただければと思います、この施設に対する。ぜひ、よろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） スポーツ課長。

- スポーツ課長（高橋課長） 貴重なご意見、ありがとうございます。
まず、皆様に愛されるような愛称を募集していくよう検討していきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 プールの場合、管理人というか、安全のための人がいますよね。このスポーツ施設も使われるスポーツの内容を見ると、下手するとけがをするような、きちんとやっていたら何ともないのだと言えればそれまでなのだけれども、というものもありますよね。それから、入場料を取るわけだから、そこで、やはり受付をやる人もいなければならないでしょう。もう一つ気になったのは、不正な、まともではない使い方をして、使用者に損害が出て、教育委員会はその、めとひらがな入れるのだね、責めを負わないと、こうなっているのだけれども、漢字一字でせめと読むのだけれども、今はこのよう

に書くのかな、それもちょうと一緒に聞いておこう、大した問題ではないけれども。そうすると、これは不正なことやったからこういう事故になったのだ、いや、正当に使っていたけれども事故になったのだというのは、誰か見ていないとならないわけですね。そういう当たりで、これ、どういう人員配置をするのですか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） まず、管理人の配置につきましては、基本的にはこの施設には管理人は置かないで、受付につきましては、海洋センターのほうに一度来ていただいて、海洋センターで受付を行っていただいて、お金をお支払いいただいて、そのまま多目的施設のほうで使用していただくという形を取ろうと思っております。

今、質問がありました、危険な行為等がもしあったり、想定された場合については、この施設に管理人を置く等の検討も必要ということでは、今のところ思っておりますが、最初の段階としては、管理人は置かないで、今のような運営と考えております。

責めにつきましては、ちょっとお時間いただいて、休憩でいいですか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時36分休憩

午後 4 時38分再開

●議長（堀議員） 再開します。
副町長。

●副町長（石塚副町長） 貴重な時間取らせてしまい、大変申し訳ございません。

責めの使い方でございますが、平成22年11月30日の内閣法制局の告示で、責めのめを、ひらがなを付けるということで出ております。大変申し訳ございません。時間を取らせまして。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 要するに、不正な使い方をしたかどうかというのは、誰が見ていて、誰が判断するのかということです。違う施設でもって料金払って、あと好きにやってくださいと言っている中で、何かが起きたとき、誰がどういう判断をするのかということです。

それから、もう一つは、やはり、運動ですから、そして、この中には、やはり相当なスピードで球が飛ぶということを考えなければならないものがあるわけでしょう。ゴルフなんていうものもあるわけだから。ゴルフでは重大事故というのが何件か報道でもって私見たことがあります。打ちっ放しのところで、一つは学校の先生なのけれども、若い女性の先生を教頭先生か校長先生かがゴルフを教えたのです。私ゴルフやらないから詳しくないのけれども、球を置くべきところに置くのでしょう、そして打つのです

ね。そのときに、ちゃんと置いてなかったんで、どれどれとしゃがんで直そうとしたら、その長い耳掛けみたいな、クラブと言うのか、それ持っている人がいきなりぽんと打ってしまったのです。それで頭ひっぱたいたのです。それで、片一方は大けがして、お互いの間の話がつかなくて訴訟になって、結構大きな報道されたの、私、かつて見たことがあります。そういうような事故が、こういう中で起きないとは限りませんよね。

やはり、これ極端な例なのですけれども、それに限らず、しかも団体ではなくて大人も子どもも使えるわけでしょう。そういう中で、無人の館で、はい、どうぞと言えるのですかね。人がいなかった、指導者も監視人もいなかったということ自身が、施設設置者の過失ということになる場合だってあり得ますよ。そういうようなところで、安全管理というかを含めての施設管理というものをどのように考えているのかお答えいただきたい。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） まず、不正の使用の判断につきましては、まず、受付の時点で種目を聞きます。何をされますか。例えば、野球やります、サッカーやりますとなると思うのです。であれば、我々としては野球をやるところでお貸しいたしますが、当然、不正の使用ということは考えられると思いますので、当面の間は、我々職員が見守りを行うとかというやり方も当然、慣れるまで、軌道に乗るまでは必要だと思っております。

あと、危険なスポーツということで、今、ゴルフを例えられて質問がありましたが、ゴルフの利用につきましては、議員おっしゃるとおり非常に危険であります。ゴルフができるスペースが、打ちっ放しで打てるスペースが2か所ありまして、その真ん中にネットを張れる仕組みになっております、安全対策で。ゴルフをされるときは、ゴルフの時間帯の専門の枠をつくって、その二人のみ、ゴルフをできるようにする。例えば、その間に野球をやる方を入れないようにするような対策が必ず必要と思っておりますので、ゴルフにつきましては、その2時間、時間帯の区分をゴルフのみの使用にしようと考えております。

あと、施設の過失、安全管理ということですが、確かに管理人を配置していない以上、問題かと思いますが、最初の答弁にもあったとおり、開始してからは、ちょっと我々職員が、常駐はできませんが、慣れるまで、やや常駐に近い形で配置したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 議長、答弁全然なっていないのだよね。慣れるまで職員が見守ります、慣れれば事故は起きないし、それから、そういう指導者なり管理人なりがいなくても施設管理者の責任をまさに責めに期するようなことはないという論理はどこから出てくるのですか。

それから、何かゴルフだけ危険だとお前言っていると何か聞こえたのだけれども、私

別にそんなことは言っていないので、どの種目にもそういう危険性はあるわけで。それから、二つに分けておいたから大丈夫だという種類の問題ではないわけでしょう。その私が例に挙げた事故だって、本来の使い方していないのです。一人が打つ場所のところにかがみ込んで、それを一人がぱかんと打ってしまったわけだから、これはもう考えられないような話なのです。そういうようなことだって、結局人のやることですからあり得るわけです。そういうことはほかのスポーツでも何でもあるわけで、本来危険ではないのに危険なことが起きてしまった。

何年か前には、どこの学校だったか忘れたけれども、小学生が野球をやっているときに、一人がベンチのそばで素振りして、それがその子どもにぶつかってしまったという事件もありましたよね。幸い、大した事故にならないで済んだのだけれども。やはり、予期しないような事故っていうのはいくらでも考えられるのです。

それを100%監視人が付いていて抑えるなんて言っているわけではないのですが、最低限のやはり施設管理者としての義務というものはあるのではないですかということを言っているわけで、軌道に乗るまでは危険なことあるかもしれないけれども、軌道に乗ったらそんなことは一切やりませんなどという、そういう安易な考え方で、この施設を発足させ、運用させると考えているのかと。逆に誤解を受けますよ。もう一度きちんと答弁してください。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 使用料をいただいて、施設の活用をしていただくという施設でございます。使用料を取っている以上、いただいている以上、管理上の責任ということも当然負わなければならないと認識はしております。当初、この施設、個人でも活用できるという部分、ちょっと私たち、その部分の頻度がそれほどないと読んでいました。具体的には少年団であったりという。そういうことで、当然指導者がそこに付いて活用すると、そちらの頻度のほうが高いだろうと。ただ、今、議員ご指摘のとおりゼロではない、個々に来て使うということもゼロではないということを考えますと、何らかの形で安全を、あるいは適正な使用を見ていられる人員の配置ということについては考えなければならないなど、今、ご指摘を受けて感じております。それが正規の職員になるのか、また違う形でということになるのかは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 相当な金額の費用をかけて、この施設をつくったわけであります。それで、使用料を見ると、まさに費用対効果といいますか、そういう面では採算取れる施設ではないのです。ただ、やはりここで説明あるように、大意の向上だとか、いろいろなこと書いてありますよね。そういう意味も含めて、それは金銭に換算できるものでもないし、それからスポーツの合宿誘致だとか、そういう説明もされたので、恐らく私はそう

いう部分を一生懸命やらないと、恐らく施設が有効に使われるということにならないのではないかと思います。ただ、スポーツ合宿だって、1年中を通してないわけですから、ある時期によって集中しますから、それは大変でしょうけれども、そういう意味で、施設ができれば、スポーツ課長忙しくなりますよ、だまって机に座ってたって合宿なんか来ませんから。そういう意味では、地元で使われるということもさることながら、その施設をやはり眠らせないという意味では、本当に真剣にスポーツ合宿を誘致してもらおうと。そうすることによって、また、それ以外の、その使用料が云々以外の、いわゆる町に対する経済波及効果も出てくるだろうし、そういう意味で一つ、頑張っていたきたいと思います。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） スポーツ合宿の誘致につきましては、この施設を建てる目的の中の一つの大きな目標であります。今年8月でありますけれども、釧路市でタンチョウリーグという大会が開かれまして、そこで釧路市で使えないときに厚岸町に全日本大学選手権の優勝チームの亜細亜大学とソフトバンクホークスの3軍、あと都市対抗野球の優勝経験のあるホンダ、あと青森の八戸学院大学が試合を行うために来町されました。そのときに、ちょうど多目的施設の隣接していて、ちょうど工事中だったものですから、この4チームに相当な我々はPRをさせていただき、来年使用できますので、スポーツ合宿で使用していただきたいというお願いはしております。まだ、未確定なのですが、既に来年の8月1日から10日まで、二、三日前の話なのですが、大阪の高校で合宿をしたいという、今、依頼があって、そこにおいても雨対策はどうなっていますかという質問だったのですが、多目的施設、今つくりますのでというPRをさせていただき、ああいいですねという返答をいただいております。来るか来ないかは、これからのセッションなのですが。最大、お金を相当かけていただいておりますので、町の経済の振興のためにスポーツ合宿の誘致はさらに図っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 先ほど、教育長の答弁で個人の使用はあまり考えていないと言っていたのですが、ゴルフの打ちっ放しというか、それをできるようにする時点で、それを打つ人はもう個人しかいないので、ちょっと答弁の内容が、言い方悪いかもしれませんが、こう言われたからこういった答弁に感じるのですけれども、本当の最初の目的というのは、簡単でいいので教えていただきたいと、この施設をつくる。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 先ほど、課長の答弁にもございましたが、主たる目的幾つかありますが、その中でも大きな目的はやはりスポーツ合宿の誘致。もう少し言うと、先ほ

どチーム名上がっていましたけれども、野球です。ということで、当然、チームとして来て、その中にちゃんと指導者がいて、コーチがいてという想定をまずしておりました。それから、町内の、町内外と言ったほうがいいかもしれませんが、小学生や中学生が活用したいという場合の想定も、やはりそういう年代の子どもたちが、そういうスポーツを、組織スポーツ、チームスポーツをやるということは、一つのチームとしてやっていると思うので、そこには必ず指導者、ないしはコーチ、保護者がいるという想定のほうが遙かに頻度は高いだろうということを考えておりました。

それから、ゴルフのことにつきましては、課長の答弁にもございましたが、一つのその打つ場所に複数の人間が入るのではなくて、それぞれの場所に一人ずつ、二人という限定で施設を開放するということがあったものですから、そういった頻度のほうが遙かに高いだろうと、そのように考えておりましたが、先ほど3番議員のほうからご指摘がありましたけれども、個人での活用も別に受け付けるわけですから、例えば小学生が学校終わった後、公園で遊ぶよりもそこへ行って何か施設の設備を使って何かをしたいということだってあり得る話であって、そうなったときに指導者もいなければ保護者もない、そこで施設を管理する我々の中でどういう使い方をしているかを、やはり誰もそこで見ていないというのは問題があるなと先ほど感じさせていただいたので、先ほどのような答弁をさせていただきました。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後4時54分休憩

午後4時56分再開

●議長（堀議員） 再開します。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第77号の審議が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

8番、金子議員。

●金子議員 せっかくいい施設つくって、個人も利用できるというのは最大のメリットなので、監視者がいないという点で、例えば全体を見渡せるように防犯カメラなりを付けて、何かあったとき、どういう状況か確認できるとか、やはり常に人を置くということは、それだけ人件費もかかるし、計画外の状態だと思いますので、それがベストとは言えないのですが、最初のうちだけ監視者がいるとか、曖昧なことよりは何か全部を記録するカメラとか、モニターで記録するとかということをすれば、予期せぬ使い方をしてどうこうのトラブルになったときに分かたりもすると思うので、そういうこともちょっとご検討いただければ、個人の方も使ったりして何かあったとき、どういう状況かも分かると思うので、ぜひご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●スポーツ課長（高橋課長） 貴重なご意見ありがとうございます。

カメラについては、設置はちょっと検討する方向で、今すぐとはならないと思いますが、なるべく早急に検討させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時58分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年9月15日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員